

利根町障がい者プラン

【利根町障害者計画】

【利根町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画】

（素案）

平成 年 月

茨城県 利根町

目 次

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけと計画期間.....	4
3 計画策定の体制など.....	6
4 計画の推進に向けて.....	7
第2章 利根町の障がい者を取り巻く環境.....	9
1 人口と世帯の状況.....	9
2 障がい者の状況.....	10
3 教育・保育の状況.....	17
4 雇用・就労の状況.....	18
5 前計画の重点項目（主要課題）の振り返り.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1 計画の基本理念.....	27
2 計画の基本目標.....	28
3 計画の重点項目（主要課題）.....	30
4 計画の体系.....	32
第2部 障害者計画.....	33
第1章 保健・医療の推進.....	35
— 現状と課題 —.....	35
— 施策の展開 —.....	37
第2章 障がいのある子どもの育成.....	40
— 現状と課題 —.....	40
— 施策の展開 —.....	42
第3章 就労と自立に向けた支援.....	44
— 現状と課題 —.....	44
— 施策の展開 —.....	46
第4章 日常生活の支援.....	48
— 現状と課題 —.....	48
— 施策の展開 —.....	51

第5章 相互理解と地域交流・社会参加の支援.....	55
— 現状と課題 —	55
— 施策の展開 —	58
第6章 安全な生活環境づくり.....	61
— 現状と課題 —	61
— 施策の展開 —	64
第7章 情報アクセシビリティの向上.....	66
— 現状と課題 —	66
— 施策の展開 —	68
第3部 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画.....	69
第1章 計画の基本方針 ～目指すべき方向性と目標～	71
1 計画の方向性.....	71
2 サービス等の体系.....	72
3 計画の具体的な目標.....	73
第2章 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保.....	77
1 訪問系サービス.....	77
2 日中活動系サービス.....	79
3 居住系サービス.....	88
4 相談支援.....	91
5 地域生活支援事業.....	92
6 自立支援医療と補装具.....	99
第3章 障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保.....	100
1 障害児通所支援.....	100
2 障害児相談支援.....	102
3 医療的ケア児調整コーディネーター.....	103



第 1 部

総 論

<扉裏>

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 障がい者施策の動向

我が国の障がい者施策に関する基本法は、昭和45年に「心身障害者対策基本法」が制定されたことに始まります。同法は、平成5年には「障害者基本法」に改正され、従来からの身体障がい者、知的障がい者に加えて、精神障がいのある人も法の対象となる障がい者として位置づけられました。

さらに、法の目的も、心身障害者対策の総合的推進を図ることから、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進を図ることへと改められました。

その後、平成16年の改正では、障がい者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定され、平成23年の改正では、平成19年に我が国が署名した障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がいの原因を個人の属性ではなく社会的障壁と捉えるいわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

改正障害者基本法に基づき、平成25年9月には、「障害者基本計画（第3次）」が閣議決定され、各分野に共通する横断的視点として、「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「当事者本位の総合的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」及び「総合的かつ計画的な取組の推進」の5点が掲げられるとともに、10の施策分野ごとに取り組みが進められてきたところです。平成29年度で同計画は計画期間の満了を迎えることから、平成30年度から平成34年度までを新たな計画期間とする「障害者基本計画（第4次）」の策定を進めています。

この間、障がい者の人権に関しては、平成23年の「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律）」に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定されました。

さらに、平成28年には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されました。

(2) 利根町における計画策定

本計画は、本町が取り組むべき障がい者施策・福祉事業などについての実施方針を示すものであり、計画を推進する上で必要な町民の参画や関係機関との連携などの内容も含めています。

本町では、平成27年3月に策定した「利根町障がい者プラン（利根町障害者計画・第4期障害福祉計画）」の計画期間が終了することから、これまでの本町の取り組みの成果や課題を踏まえた上で、従来の計画内容を見直し、新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 本計画の位置づけと内容

市町村が障がい者施策等について定める計画は、従来、「障害者計画」と「障害福祉計画」の2つありましたが、「障害児福祉計画」が新たに追加されました。

●障がい者に関する計画の内容等

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画【新規】
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	サービス提供等の具体的な実施計画	
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画の内容	生活環境、情報、防災、差別の解消、保健・医療、福祉・生活支援、雇用・就業、教育、文化・スポーツ活動など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ●地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ●各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

障害者基本法では、地方公共団体が自主性を尊重しながら障がい者施策の総合的な推進を図るため、市町村が主体的に計画を策定することが定められており、平成16年の改正により、これまで努力義務であった市町村の計画策定は平成19年度から義務化されました。

平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画の作成によりサービス提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

さらに、平成28年には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がい者が望む地域生活実現のための支援、障がい児支援に対するニーズへのきめ細やかな対応の充実が規定された結果、障害児通所支援などのサービス提供体制を整備し、それらの円滑な実施を確保するため、今期から障害児福祉計画の作成が義務づけられることとなりました。

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」の検討内容や県の「新しいばらき障害者プラン」を踏まえるとともに、本町の上位計画である「第5次利根町総合振興計画」をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図りながら、「障害者計画」と「障害福祉計画」、さらには「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

(3) 本計画の対象

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、発達障がいなどの障がい者（児）です。

また、障がいのない町民についても、障がいや障がい者に対する理解や支援などの促進を図る対象であることなどから、障がいの予防や早期発見の観点からも本計画の対象に含まれます。

【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

3 計画策定の体制など

(1) 利根町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会

計画策定にあたり、学識経験者、福祉関係団体、社会福祉事業者、社会福祉活動の代表者、行政関係機関などで構成する「利根町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容について総合的に審議していただきました。

(2) 障がい者福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、本町では、障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見の把握などを目的にアンケート調査を実施し、調査結果の計画内容への反映を図りました。

また、障がい者のみならず、障がいのない町民の意識を把握するため、障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者以外の町民を対象にした調査も併せて実施しました。

●実施概要

調査期間：平成29年7月～8月 / 調査方法：郵送による配布・回収

▼調査区分と配布回収の結果

区分	対象	配布数※	有効回答数	有効回答率
①障がい者調査	身体障害者手帳所持者	791件	382件	【48.3%】
	療育手帳所持者			
	精神保健福祉手帳所持者			
②一般町民調査	障害者手帳を所持していない人	500件	148件	【29.6%】

※平成29年7月1日を基準日として抽出。

(3) 関係団体ヒアリング調査の実施

計画の策定にあたり、当事者の意見を直接うかがい、計画に反映を図るため、町内の障がい者団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

●実施概要

調査時期：平成29年10月24日、25日

対象：NPO法人あさひ、利根町手をつなぐ育成会、旧利根町身体障害者福祉連絡協議会

(4) パブリックコメントの実施

本計画の案を町民に公表し、パブリックコメントを実施し、計画内容などに対して町民からの意見を広く募りました。

4 計画の推進に向けて

(1) 周知・広報

本計画の趣旨は、障がいの有無にかかわらず、すべての町民がその人らしい暮らしを送ることができる地域社会の実現を町一丸となって目指すものです。

本計画が町民に開かれたものとなり、障がいや障がい者のことについて広く理解されるよう、障がい者支援の趣旨や関連施策の内容について、町のホームページ、広報紙などを通じて周知を図ります。

(2) 推進体制づくり

① 庁内関係各課との連携強化

事業を円滑に推進するため、福祉課と庁内関係各課との連携を強化し、障がい者施策について全庁的な対応を図りながら施策の推進にあたります。

② 関係機関との連携による協働

障がい者施策の中には、専門的あるいは技術的に高度なことから、町単独で行うことが困難な事業もあるため、施設の適正配置や連携による事業実施などに広域的な立場から取り組むべく、国や県、近隣市町、事業者等関係機関との幅広い連携に努めながら事業等の推進を図ります。

また、利根町地域自立支援協議会などからのご意見を参考としながら、障がい福祉施策の展開及びサービスの提供を進めます。

③ 町民参画の促進

障がいや障がい者に対する町民の理解を広く深めるとともに、福祉活動などへの参加意識の高揚を図ります。さらに、障がい者本人及び家族と関係機関との連携強化を図り、障がいのある者と共に生きる地域づくりに取り組みます。

(3) 進行管理

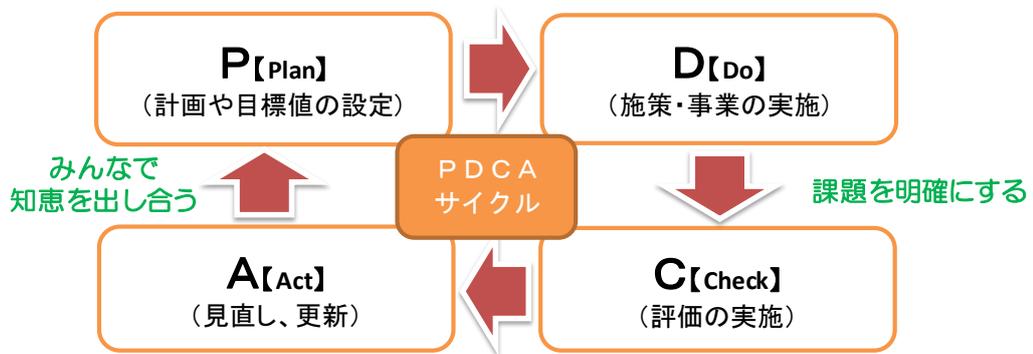
① 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、福祉課が中心となり、利根町地域自立支援協議会をはじめ、各種団体・関係機関及び庁内関係各課などと連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、事業の内容や実施方法などについて改善に努めます。

② 計画の評価と見直し

本計画は、平成30年度を初年度とする3か年の計画であることから、最終年度である平成32年度には、再びアンケート調査などを実施して、施策・事業の有効性についての検証・見直し作業を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ

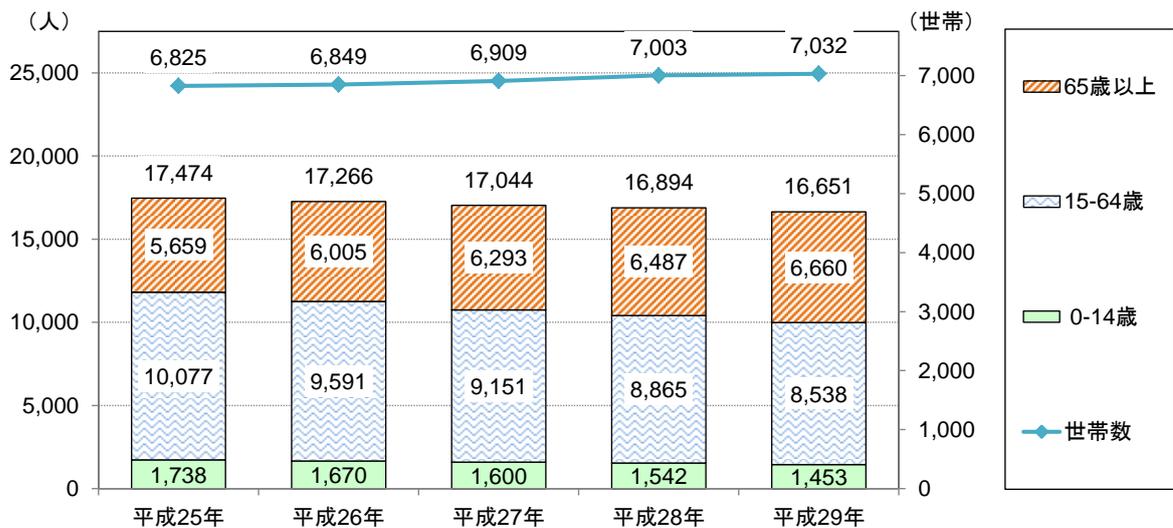


第2章 利根町の障がい者を取り巻く環境

1 人口と世帯の状況

本町の総人口は減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向にあります。
人口の推移を年齢別にみると、65歳以上の人口は増加傾向にあります。

■人口と世帯数の推移



各年4月1日現在（※年齢不明を除いた人数）

資料：利根町住民基本台帳

2 障がい者の状況

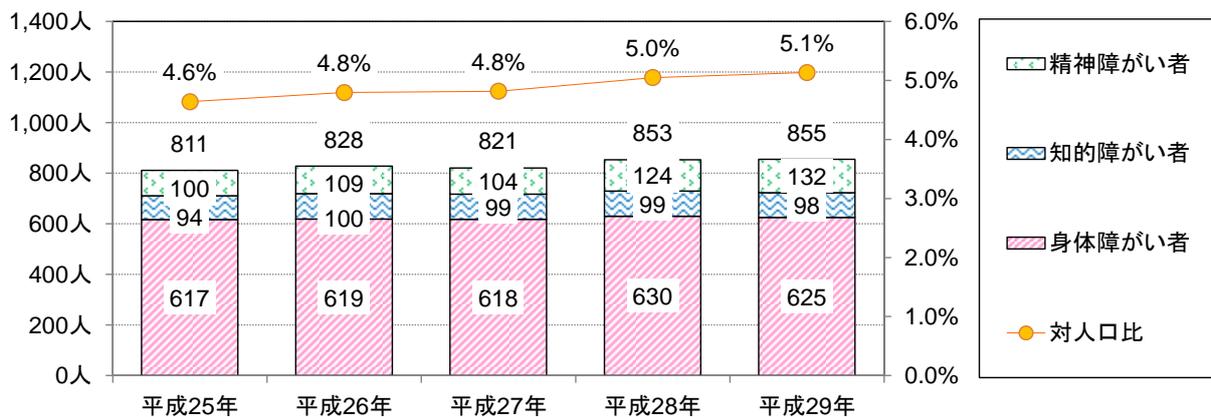
(1) 障がい者数の推移

障害者手帳所持者を基準として本町の障がい者数の推移をみると、近年増加傾向で推移しており、平成29年の障がい者数は前年から2人増の855人、対人口比は5.1%となっています。

障がい者別にみると、身体障がい者は近年ほぼ横ばい、知的障がい者は増加傾向で推移しています。

■障がい者数の推移（手帳所持者）

（単位：人）



各年4月1日現在

資料：利根町 福祉課

(2) 身体障がい者の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成29年4月1日現在では625人となっています。

等級別にみると、いずれの年も「1級」が最も多く、次いで「4級」がそれに続いています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
重度	1級	206	207	218	217
	2級	87	85	83	82
中度	3級	102	100	99	98
	4級	150	150	148	148
軽度	5級	39	41	44	42
	6級	35	35	38	38
合計		619	618	630	625

各年4月1日現在

資料：利根町 福祉課

障がい種別をみると、平成30年1月現在、「肢体不自由」が410人で最も多く、次いで「内部障がい」が207人で続いています。

等級と障がい種別との関係を見ると、「1級」では「内部障がい」が最も多いほか、2級から5級及び7級では「肢体不自由」、6級では「聴覚・平衡機能障がい」が最も多くなっています。

■障がい種別と等級の状況

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
視覚障がい	7	5	0	2	8	2		24
聴覚・平衡機能障がい	0	11	6	15	1	20		53
音声・言語・咀嚼機能障がい	0	0	7	3	0	1		11
肢体不自由	17	70	62	167	50	7	37	410
内部障がい	144	0	25	38				207
合計	168	86	100	225	59	30	37	705

平成30年1月1日現在

※手帳所持者に障がいの重複あり

資料：利根町 福祉課

全体の年齢構成は、平成30年1月現在、18歳未満が1.6%、18～64歳が24.0%、65歳以上が74.3%となっています。

障がい種別と年齢構成をみると、いずれの等級も65歳以上が約7割以上を占めている中で、聴覚・平衡機能障がいでは83.0%、音声・言語・咀嚼機能障がいでは81.8%とさらに高くなっています。

■等級と年齢構成の詳細

(単位：人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
視覚障がい	0 (0%)	6 (25.0%)	18 (75.0%)	24 (100%)
聴覚・平衡機能障がい	1 (1.9%)	8 (15.1%)	44 (83.0%)	53 (100%)
音声・言語・咀嚼機能障がい	0 (0.0%)	2 (18.2%)	9 (81.8%)	11 (100%)
肢体不自由	6 (1.5%)	108 (26.3%)	296 (72.2%)	410 (100%)
内部障がい	4 (1.9%)	45 (21.7%)	157 (75.8%)	207 (100%)
合計	11 (1.6%)	169 (24.0%)	524 (74.3%)	705 (100%)

平成30年1月1日現在

資料：利根町 福祉課

等級と年齢構成をみると、平成30年1月現在、いずれの等級も65歳以上が6割以上を占めている中で、6級では83.3%と特に高くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

		18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
重 度	1級	1 (0.6%)	41 (24.4%)	126 (75.0%)	168 (100%)
	2級	2 (2.3%)	28 (32.6%)	56 (65.1%)	86 (100%)
中 度	3級	4 (4.0%)	20 (20.0%)	76 (76.0%)	100 (100%)
	4級	2 (0.9%)	48 (21.3%)	174 (77.3%)	225 (100%)
軽 度	5級	1 (1.7%)	19 (32.2%)	39 (66.1%)	59 (100%)
	6級	1 (3.3%)	4 (13.3%)	25 (83.3%)	30 (100%)
	7級	0 (0%)	9 (24.3%)	28 (75.7%)	37 (100%)
合 計		11 (1.6%)	169 (24.0%)	524 (74.3%)	705 (100%)

各年4月1日現在

資料：利根町 福祉課

(3) 知的障がい者の状況

本町の療育手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しており、平成29年4月1日現在では98人となっており、そのうち18歳未満の障がい児は20人という状況です。

障がい程度別にみると、概ねいずれの年も「C（軽度）」が多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
マルA (最重度)	18歳未満	5	6	4	4
	18歳以上	22	22	22	22
	計	27	28	26	26
A (重 度)	18歳未満	6	3	4	3
	18歳以上	14	15	13	14
	計	20	18	17	17
B (中 度)	18歳未満	4	4	4	3
	18歳以上	21	22	22	23
	計	25	26	26	26
C (軽 度)	18歳未満	8	7	10	10
	18歳以上	20	20	20	19
	計	28	27	30	29
合 計	18歳未満	23	20	22	20
	18歳以上	77	79	77	78
	計	100	99	99	98

各年4月1日現在

資料：利根町 福祉課

全体の年齢構成は、平成30年1月現在、18歳未満が18.0%、18～64歳が75.0%、65歳以上が7.0%となっています。

等級と年齢構成をみると、いずれの等級も18～64歳が約7～8割程度を占めている中で、Cでは18歳未満、Aでは65歳以上の構成比が相対的に高くなっています。

■等級と年齢構成の詳細

(単位：人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
マルA (最重度)	5 (18.5%)	21 (77.8%)	1 (3.7%)	27 (100%)
A (重 度)	2 (12.5%)	11 (68.8%)	3 (18.8%)	16 (100%)
B (中 度)	2 (7.4%)	22 (81.5%)	3 (11.1%)	27 (100%)
C (軽 度)	9 (30.0%)	21 (70.0%)	0 (0%)	30 (100%)
合 計	18 (18.0%)	75 (75.0%)	7 (7.0%)	100 (100%)

平成30年1月25日現在

資料：利根町 福祉課

(4) 精神障がい者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成29年4月1日現在では132人となっています。

障がい程度別にみると、いずれの年も「2級（中度）」が最も多くを占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級（重度）	27	22	23	20
2級（中度）	58	58	73	78
3級（軽度）	24	24	28	34
合計	109	104	124	132

各年4月1日現在

資料：利根町 福祉課

全体の年齢構成は、平成30年1月現在、18歳未満が0.7%、18～64歳が83.6%、65歳以上が15.7%となっています。

等級と年齢構成をみると、いずれの等級も18～64歳が大半を占めている中で、1級では65歳以上の構成比が33.3%と相対的に高くなっています。

■等級と年齢構成の詳細

(単位：人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
1級（重度）	0 (0%)	14 (66.7%)	7 (33.3%)	21 (100%)
2級（中度）	0 (0%)	67 (85.9%)	11 (14.1%)	78 (100%)
3級（軽度）	1 (2.4%)	36 (87.8%)	4 (9.8%)	41 (100%)
合計	1 (0.7%)	117 (83.6%)	22 (15.7%)	140 (100%)

平成30年1月25日現在

資料：利根町 福祉課

また、本町の精神障がいによる自立支援医療費受給者数については、平成29年3月31日現在の受給者数は235人となっており、緩やかな増加傾向で推移しています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受給者数	223	231	229	231	235

各年3月31日現在

資料：茨城県

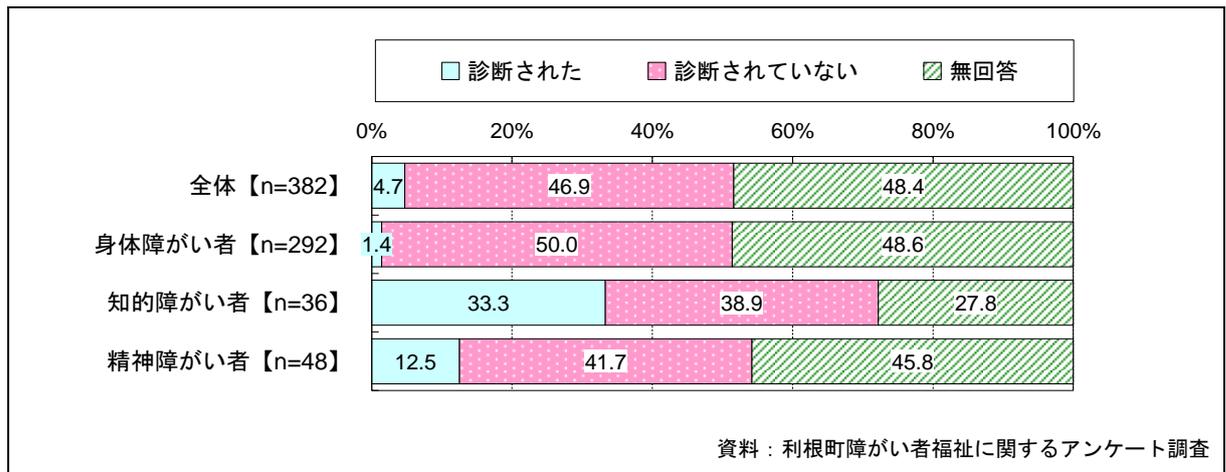
(5) その他の障がいなどの状況

① 発達障がい

利根町障がい者福祉に関するアンケート調査結果から、発達障がいと「診断された」割合をみると、全体では4.7%となっています。

障がい者別にみると、知的障がい者が33.3%とひときわ高いほか、身体障がい者では1.4%、精神障がい者では12.5%となっています。

■発達障がいと診断されたか（〇は1つ）

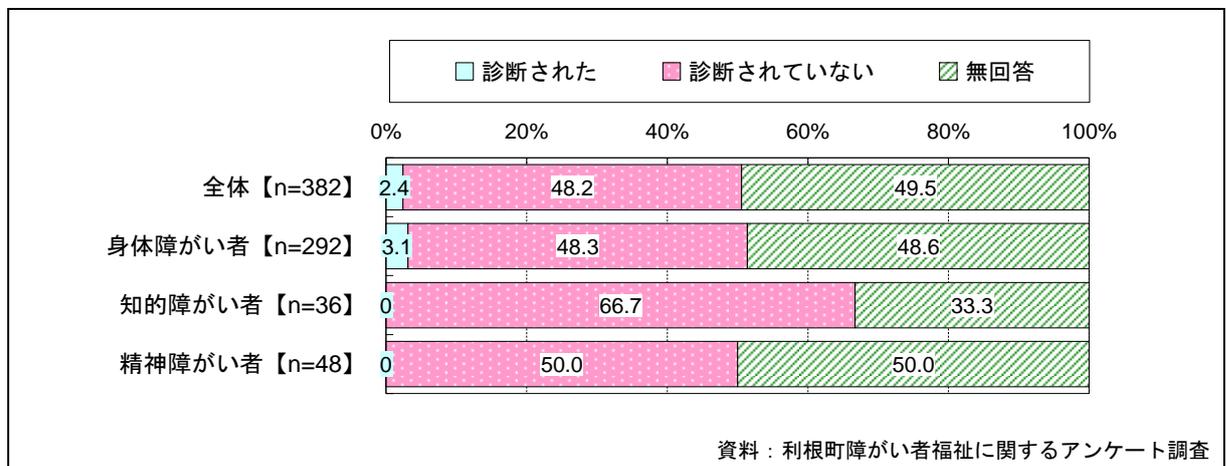


② 高次脳機能障がい

アンケート調査から、高次脳機能障がいと「診断された」割合をみると、全体では2.4%となっています。

障がい者別にみると、身体障がい者では3.1%である一方、知的障がい者、精神障がい者では該当者はいませんでした。

■高次脳機能障がいと診断されたか（〇は1つ）

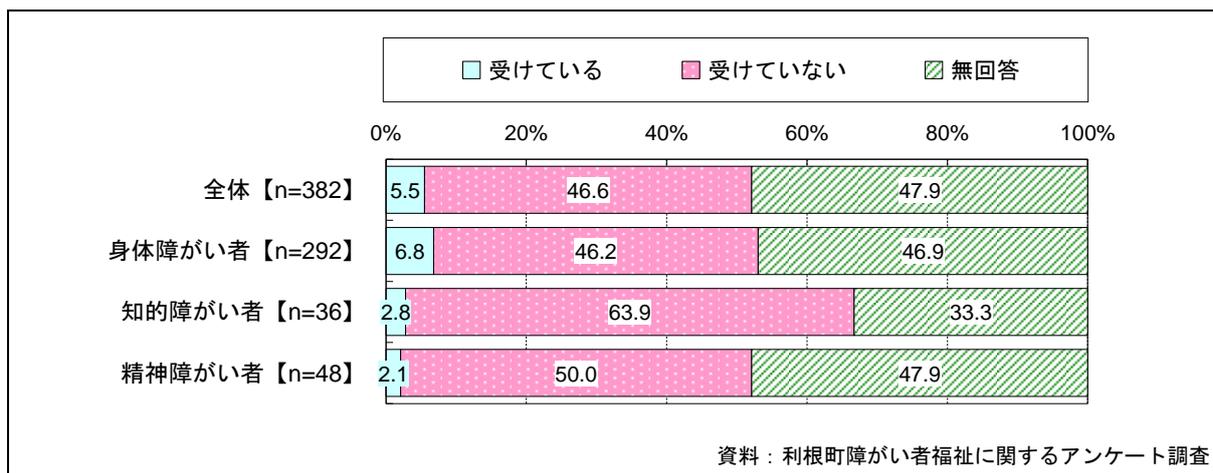


③難病患者

アンケート調査では、難病（特定疾患）認定を「受けている」割合は、全体では5.5%となっています。

障がい別では、身体障がい者では6.8%、知的障がい者では2.8%、精神障がい者では2.1%となっています。

■難病（特定疾患）の認定を受けているか（〇は1つ）



なお、これらの指定難病の医療費助成は、平成27年1月1日から新たな制度に変わり、対象疾病が56疾病から110疾病に拡大され、所得に応じた医療費にかかる自己負担が見直されました。その後、平成27年7月1日からは、対象となる疾病数が110疾病から306疾病へ増え、さらに、平成29年4月1日からは24疾病が追加されて330疾病となりました。

3 教育・保育の状況

(1) 保育所（園）・認定こども園

本町の保育所（園）、認定こども園における、障がいのある子どもの在籍数は、平成27年度及び平成28年度ではいずれも5人でしたが、平成29年度では0人となっています。

■教育・保育施設における療育支援加算適用対象児童数の推移

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療育支援加算適用対象児童数 (本町に住所がある児童)	5	5	0

資料：利根町 福祉課

(2) 小中学校

本町の小中学校における障がいのある児童生徒数は増加傾向で推移しており、平成29年では小学校児童は31人、中学校生徒は8人の計39人という状況です。

■小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数の推移

(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学校	17	23	21	28	31
中学校	6	5	5	6	8
合計	23	28	26	34	39

各年5月1日現在

資料：利根町 福祉課

4 雇用・就労の状況

(1) 県内の障がい者の雇用状況

茨城県内に本社を置く民間企業のうち、障がい者の実雇用率 2.0%^{※1}（障害者雇用促進法の法定雇用率）が適用される常用労働者数 50 人以上規模^{※2}の企業は、平成 29 年6月1日現在 1,417 社あり、そのうちの 55.9%の企業が法定雇用率を達成しており、全国水準を上回っている状況です。

民間企業における障がい者雇用状況をみると、雇用数は年々増加していますが、平成 29 年における障がい者実雇用率は 1.97%と、全国水準と同等の状況です。

■県内の民間企業における障がい者雇用状況

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
企業数	1,351 社	1,387 社	1,413 社	1,398 社	1,417 社
法定雇用算定基礎労働者数 ^{※3}	262,791.0 人	270,032.0 人	269,792.0 人	270,090.5 人	274,919.5 人
障がい者雇用数 ^{※4}	4,355.0 人	4,722.5 人	4,927.0 人	5,128.0 人	5,426.0 人
実雇用率	1.66%	1.75%	1.83%	1.90%	1.97%
☆参考：全 国	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%
法定雇用率達成企業の割合	47.4%	50.2%	53.1%	53.9%	55.9%
☆参考：全 国	42.7%	44.7%	47.2%	48.8%	50.0%

各年6月1日現在

資料：茨城労働局

※1 平成 25 年 3 月 31 日以前は 1.8%

※2 平成 25 年 3 月 31 日以前は 56 人以上

※3 法定雇用算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。

※4 ・重度身体障がい者又は重度知的障がい者（短時間労働者以外）については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。
 ・重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）である場合は1人分としてカウント、常用労働者及び障がい者が短時間労働者の場合は0.5人分としてカウントされる。

なお、平成 30 年4月1日から、障がい者の法定雇用率は 2.2%への引き上げと、対象となる事業主の範囲が従業員 45.5 人以上に拡大されることが予定されています。

(2) 管内の障がい者の就職状況

龍ヶ崎公共職業安定所管内の障がい者の就職状況をみると、平成28年度の新規求職申込件数は前年度より減少しましたが、就職数は一貫して増加しており、平成28年度では181件という状況です。

■管内の新規求職数と就職数の推移

(単位：件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規求職申込数	231	256	319	285
就職数	134	163	165	181

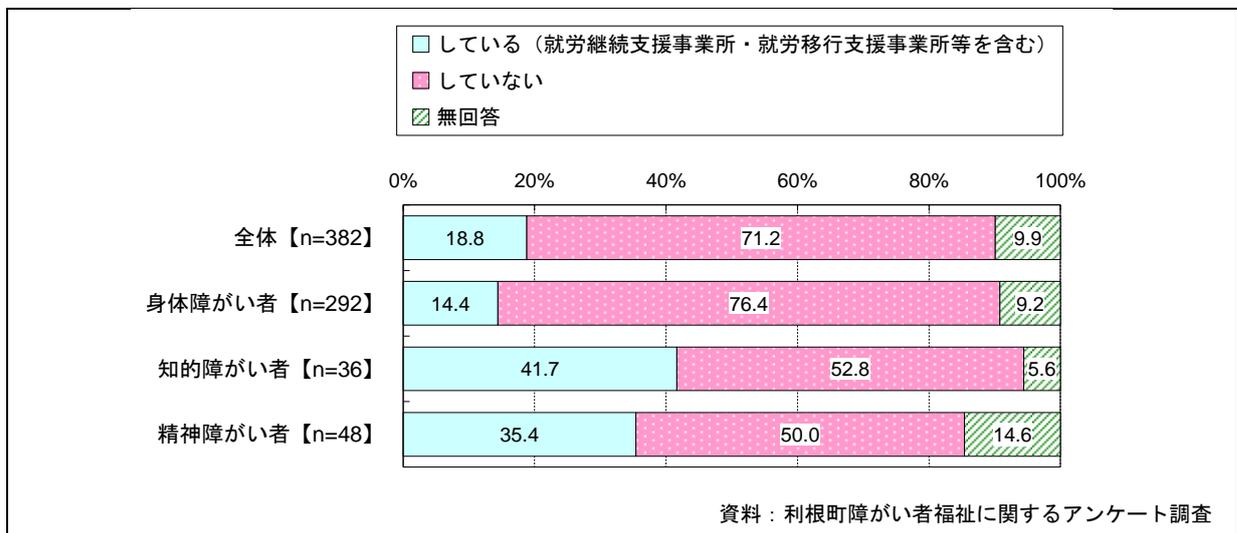
資料：龍ヶ崎公共職業安定所

(3) 障がい者の就労状況

本町のアンケート調査結果から、現在仕事を「している」障がい者の割合をみると、全体では18.8%となっています。

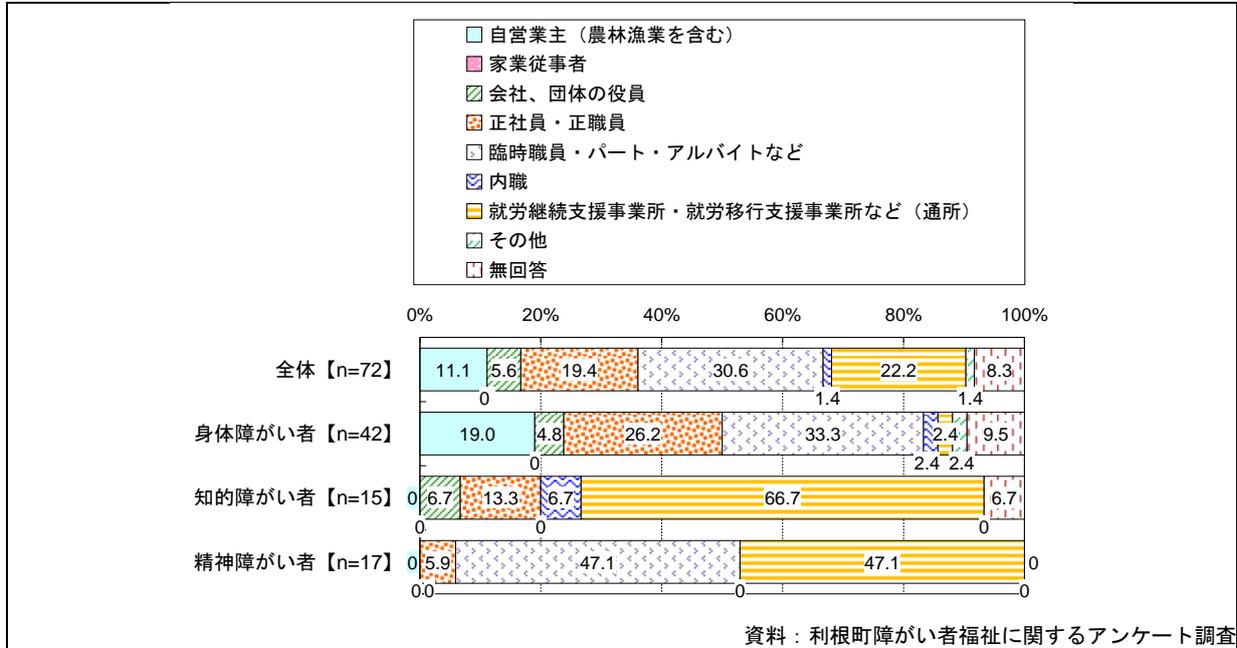
障がい者別にみると、身体障がい者では14.4%、知的障がい者では41.7%、精神障がい者では35.4%となっています。

■あなたは現在仕事をしているか（○は1つ）



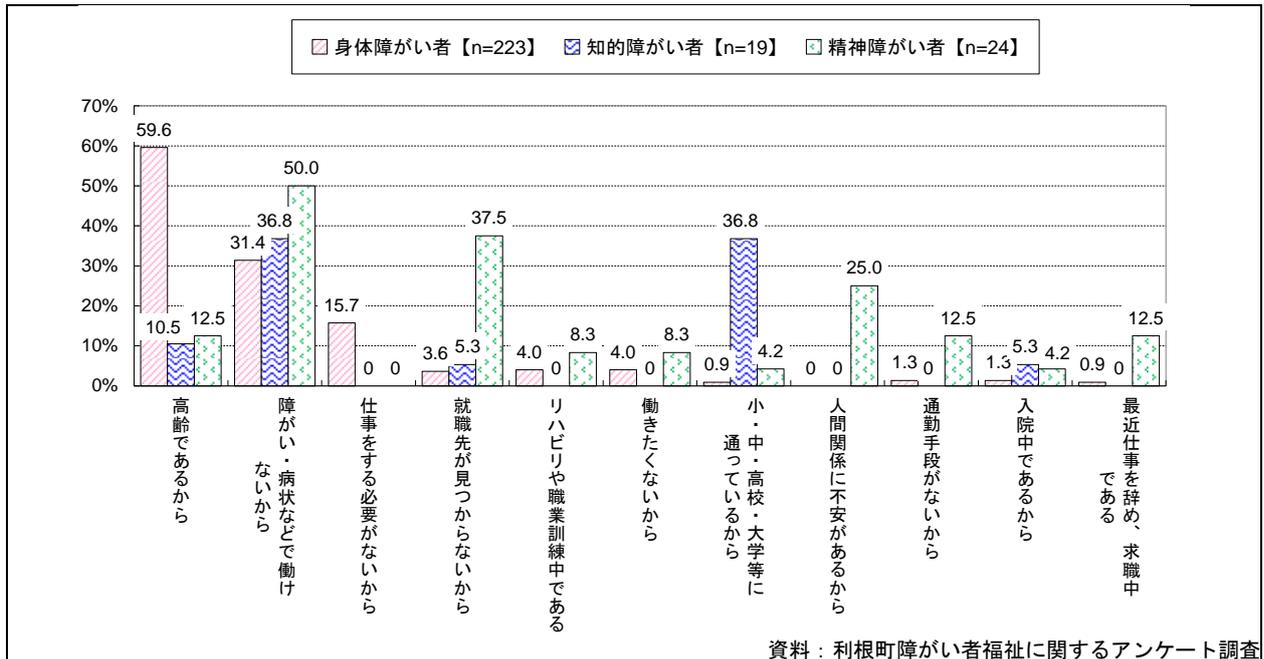
仕事をしていると回答した人の就労形態をみると、身体障がい者では「臨時職員・パート・アルバイトなど」、知的障がい者では「就労継続支援事業所・就労移行支援事業所など（通所）」、精神障がい者では「臨時職員・パート・アルバイトなど」「就労継続支援事業所・就労移行支援事業所など（通所）」がそれぞれ最も多くなっています。

■就労形態（○は1つ）



なお、仕事をしていない理由としては、身体障がい者では「高齢であるから」「障がい・病状などで働けないから」、知的障がい者では「障がい・病状などで働けないから」「小・中・高校・大学等に通っているから」、精神障がい者では「障がい・病状などで働けないから」「就職先が見つからないから」などが多く挙げられています。

■就労していない理由【※上位項目のみ】（複数回答）



5 前計画の重点項目（主要課題）の振り返り

（1）重点項目1 ▶ 「親亡き後の生活の援護」

＜ 前計画より ＞

障がい者が自己決定、自己選択し、自分らしく生きることができる地域環境の推進を図ろうとしても、まだ十分に整備されているとは言えず障がい者の保護者は自分亡き後の子どもの生活を心配する状況が続いています。

そのため、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がい者の地域生活の支援が重要課題です。「地域生活支援拠点等の整備」をはじめ、障がいサービスと介護保険制度との利用調整、成年後見制度の啓発と利用促進など既存の障害福祉サービス等の整備を推進し、家族介護者と障がい者本人の高齢化並びに自立生活支援の対応に取り組みます。



●総括 ～現状と今後の課題～

第4期においては、本町及び管内のサービス提供基盤の整備が進展したことに加え、近隣市町及び事業者との連携を図り、障がい者のサービス提供体制の充実と利用支援に努めてきました。また、障がい者本人の高齢化に伴う、障害福祉サービスと介護保険サービスの利用調整については、本町では65歳に到達する障害福祉サービスの利用者を担当者が全て把握できしており、福祉課内に高齢介護係や地域包括支援センターがあることから、65歳に到達する障害福祉サービスの利用者一人ひとりについて、当人や家族の意向の確認を直接した上で、本人の障がいや生活の状況や地域の特性を、関係者が一同に介して判断をする体制が構築されています。これはコンパクトな町であるからこそできる対応であり、今後も利根町の強みとして、適切なサービスの提供に活かしていく考えです。

また、アンケート調査結果から、生活の不安として、知的障がい者の半数が「将来の生活の場（住居）や施設に関すること」を挙げたほか、精神障がい者からの回答も多くみられました。障がい者関係団体のヒアリングやアンケートの自由記述においても、「親亡き後」、障がいのある我が子の生活基盤をいかに整えるかが大きな心配となっている実情がうかがえました。

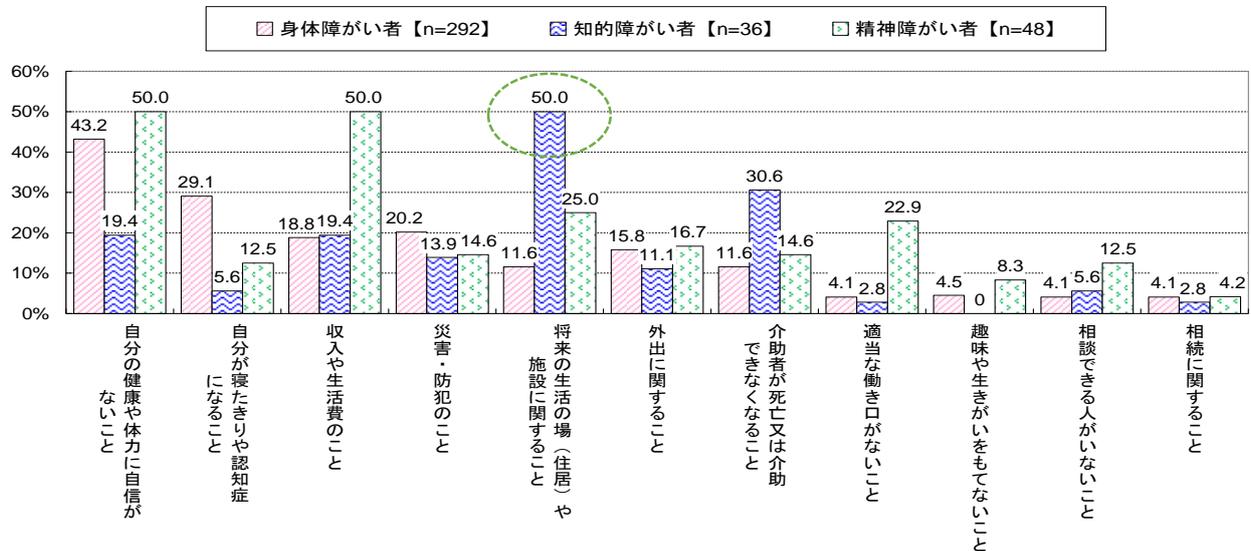
本町においては、障がい者本人や家族の長年に渡る取り組みにより、地域住民の障がいや障がい者に対する理解はかなり進み、受け入れられてきているという評価が聞かれました。その一方で、偏見や差別の解消を求める意見もあることもまた事実であり、今後も障がい者への理解の促進と差別の解消を図る取り組みが重要です。また、保護者の取り組み意識が以前よりも消極的になっており、積極的な行動や参画に向けた働きかけが重要であるという意見も聞かれました。

さらに、障がい者の地域での生活を支える重要な役割を担う「地域生活支援拠点」については、第4期においては設置には至りませんでした。利根町地域自立支援協議会の議論を踏まえ、広域での設置なども視野に入れながら、第5期計画期間中に検討や協議を進めていく必要があります。

▼アンケート結果より

【障がい者】 Q 現在の生活で困っていることや不安に思っていること（複数回答）

障がい別（主要回答）



資料：利根町障がい者福祉に関するアンケート調査

▼ヒアリング及びアンケートの自由意見より

- 障がい者団体の運営の担いの手の中心は保護者。我が子のために、積極的に地域に入り、住民に受け入れられるよう、様々な取り組みや努力をしてきた。
- 住民の、障がい者に対する一定の理解は進んでいる（むしろ、かなり進んだ）。一方で、当事者の保護者は、交流や活動への参画が必要。
- 身体障がい者をはじめ、当事者団体の構成員、支援者、運営者の高齢化が進んでいる。
- 発達障がいの子供も2人を持つ母親が、自身の死期が迫っていることを知り、我が子のグループホームや就労継続A型などの手配をすべてして他界していった。
- 特別な理由がない限り、親は先に死んでしまいます。一番心配なのはその先残していく子供がどの様に生きていくか。親が倒れるまで介護するのではなく、自立を助けてくれる施設や生活の場を作ってほしい。楽しく生活をしているのを見て、安心してこの世を去っていききたい。
- 今は、主人も私も元気ですが、先の事を考えると不安にはなります。福祉サービス等が充実される事を望みます。
- 我が家には知的障がい者統合失調症の娘がいます。将来親の死後自立して生活していくことの不安が大きいです。日常生活の見回り週1回程度の自宅訪問、財産管理、精神的なことの相談等、直ぐに電話したり信頼できる人がついてほしいと思います。この事が一番私の心配な事です。利根町役場ですべて分かって各事案が解決出来る様になって欲しいです。
- 偏見や差別が酷過ぎる。少なくとも私の周りではまじめ、純朴、優しい人ばかりですが、障がい者は悪さをする、犯罪を犯す等のイメージが根強い。皆さんもっともっと分かって下さい。
- 近年、差別や偏見は無くなってきたと感じる。車いすも世間に受け入れられている。理解が進んできた。しかし、GHや施設についてはまわりの住民は反対する。
- 障がい者に対する制度やサービスが充足してきた。その半面、当事者の保護者の参画の積極性は薄れた。保護者も、子どもにデイサービスに行かせてフルタイムで就労できている。
- 親の意識が低い。子どもの自立のために、外に連れだし、様々な活動や経験をさせるべき。

(2) 重点項目2▶「就労支援」

< 前計画より >

茨城県における障がい者の雇用は近年着実に進展していますが、まだ多くの障がい者が働く場を求めている状況です。就労支援には一般就労や福祉的就労の訓練があり、個人にとって精神的、社会的、経済的に障がい者が地域社会で自立した生活を営む上でとても重要な支援です。

そのため、働く意欲のある障がい者がひとりでも多く就労をすることは、地域社会への移行と参加の一歩であるため、より多く就労（自立）できるよう就労支援事業所やハローワークなどとの連携強化とともに、支援体制の充実を図ります。



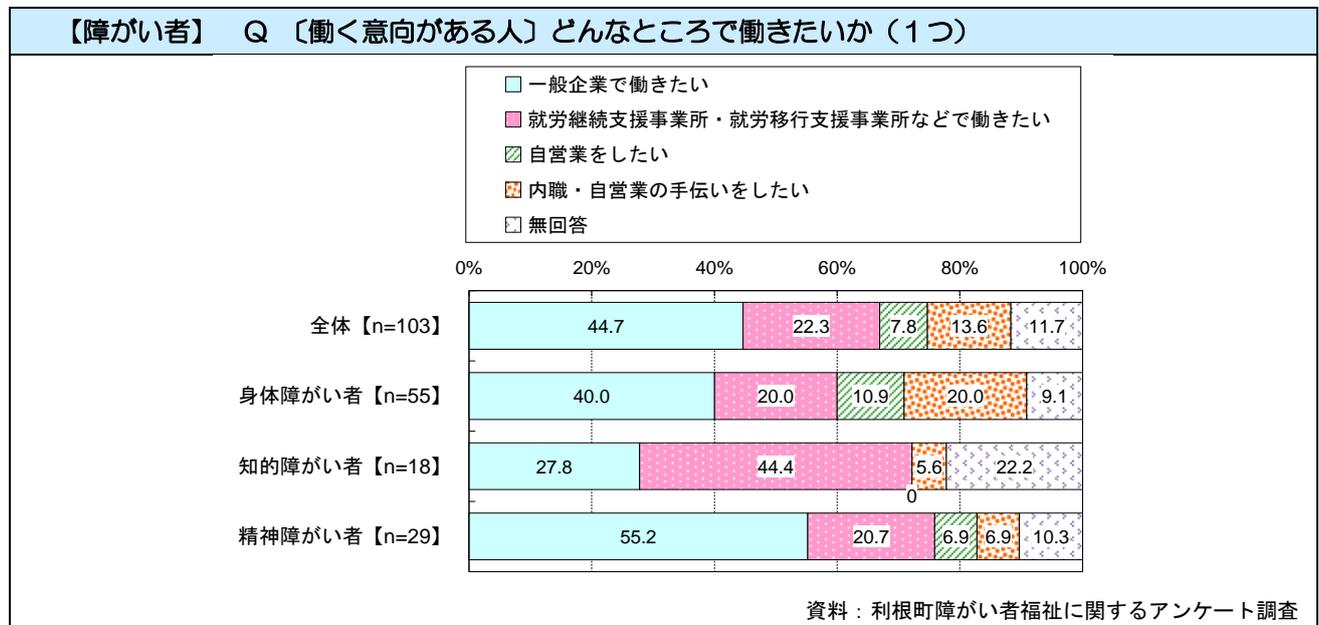
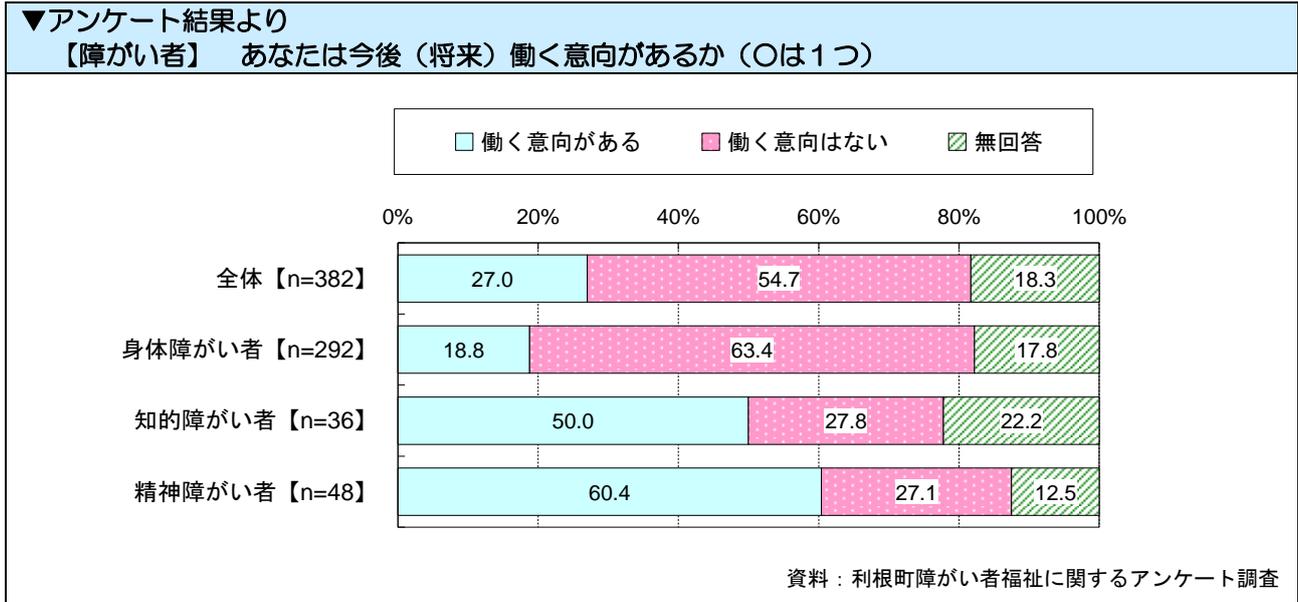
●総括 ～現状と今後の課題～

アンケート調査から、障がい別に「働く意向がある」割合をみると、身体障がい者では18.8%、知的障がい者では50.0%、精神障がい者では60.4%となっています。身体障がい者については高齢者が多くを占めていることから、就労意向は比較的低いものの、知的障がい者では半数、精神障がい者では6割以上と、多くの方が就労する希望を持っています。さらに、希望する就労場所については、身体障がい者では「自営業をしたい」、知的障がい者では「就労継続支援・就労移行支援事業所などで働きたい」、精神障がい者では「一般企業で働きたい」がそれぞれ最も多くなっています。

県内の障がい者雇用の状況をみると、雇用数や法定雇用率達成企業の割合は年々増加し、数値上は進展していると言えますが、アンケートの自由記述では障がい者雇用に対して事業者側の理解が未だ乏しい実態や、早期の一般就労へ向けて望むような支援が受けられない実情がうかがえます。

本町においては企業等の立地が少なく就労機会が限られていることは、障がい者のみならず、すべての町民に言えることではありますが、障がい者からは、町外での就労ゆえに、交通費負担の問題や職場などへの送迎を望む声も聞かれます。

これまで、本町では、近隣市町やサービス事業所との連携を図り、福祉的就労の場の紹介やサービス利用につなげるとともに、ハローワークとの連携のもと、障がい者の一般就労に関する情報提供などを行ってきました。今後も、希望する方への就労継続支援や就労移行支援等のサービス利用を促進するとともに、本人の能力と希望に応じ、より多くの一般就労につなげていくため、事業者が主催する一般就労希望者に対する研修などの情報発信に力を入れるほか、多様な支援を図ることが課題となります。



- ▼ヒアリング及びアンケートの自由意見より
- 障がい者の働く場の提供と送迎の充実や、親が出掛ける時に預かって頂ける施設（ボランティア）があると助かると思います。
 - 現在、就労継続支援B利用中。平日はケアホーム。週末は自宅での生活ですが、保護者が高齢の為、亡くなったらどうするかが悩みです。週末のケアホーム稼働を申し入れていますが、回答が得られません。
 - 就労移行施設に入所したいが自分のお金がなくなると焦っているのに悠長にレクリエーションをしていて温度感の差を感じた。一般就労の方が手っ取り早い、障がい者と聞いただけで内定取り消しされるなど、歩み寄りの姿勢は無く拒絶だけだった。6ヶ月以内の就労を……と施設は言っているが、そんな金銭的余裕はない。

(3) 重点項目3▶「相談支援」

< 前計画より >

障がいの有無によらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしい生活を送ることができる共生社会を実現していくためには、障がい者や家族に適したきめ細やかなサービスを提供する必要があります。そのためには、障がい者や家族などが「いつでも気軽に相談できる窓口」の構築が必要です。

ライフステージごとに途切れることのないサービスが自らの選択と決定により、公的なサービスや地域のサポートなどを受けられる支援体制の強化が必要です。

また、各サービスの実施や福祉施設からの地域生活への移行促進、親亡き後の生活の擁護、就労支援、障がい者福祉制度と介護保険制度とのサービス調整など、その適正な実施のため相談支援が必要です。

そのため、相談支援事業所の充実と関係機関の連携強化、地域自立支援協議会の活動促進など障がい者家庭支援の充実を図ります。



●総括 ～現状と今後の課題～

本町においては、平成 27 年度から町社会福祉協議会に相談支援事業所を委託し、相談支援事業所と役場の福祉課を中核とした相談支援体制の充実を図りました。更なる体制強化を図るため、利根町地域自立支援事業内に相談支援部会を設置し、部会を中心に龍ヶ崎圏域の広域（龍ヶ崎市・稲敷市）での相談支援事業所間の連携にも取り組んでおり、相談支援から必要なサービス利用調整に至るまで総合相談支援機能の強化に努めています。さらに、相談支援専門員同士の交流を促進し、個々の能力の向上を支援しています。

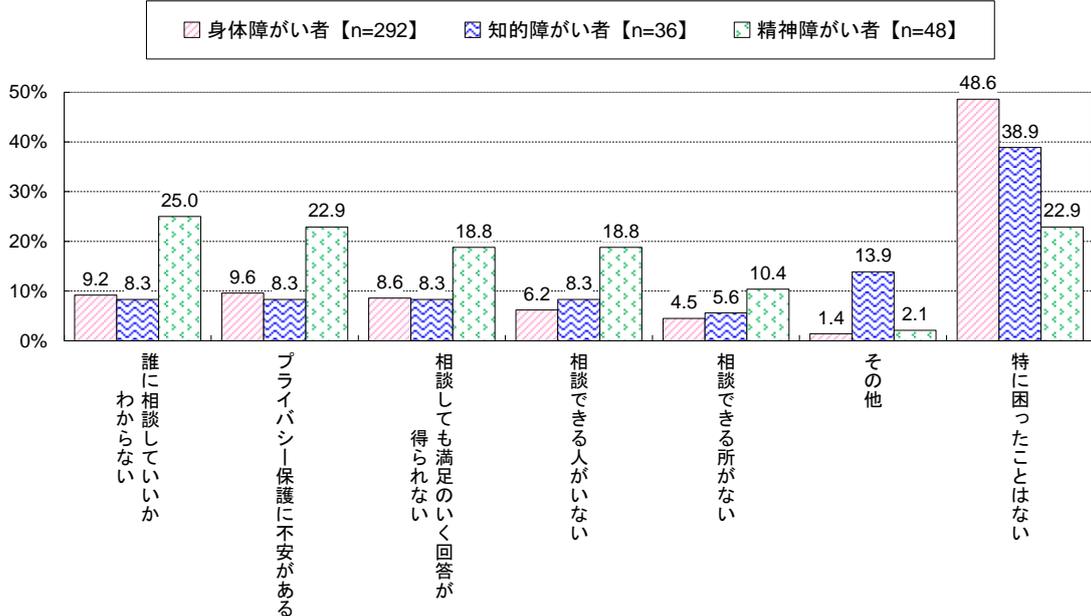
アンケート調査においては、相談について困ることはとして「特に困ったことはない」の回答が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも最も多いものの、「誰に相談していいかわからない」「プライバシー保護に不安がある」「相談しても満足いく回答が得られない」などの回答割合が精神障がい者において相対的に高くなっていました。本町では、精神障がい者の専門的な相談支援体制を確保するため、地域活動支援センターⅠ型事業を町外の事業者へ委託し、夜間や電話対応なども含めた支援の充実を図っています。

今後も、支援の入り口となる相談支援機能の充実を図るため、相談窓口の周知とともに、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実が課題であることから、第5期計画中の障害者相談員の配置を検討します。さらに、手話通訳者に対応を望む声もあることから、アクセシビリティの確保に向けた情報提供手段や意思疎通支援の充実も課題となります。

また、ヒアリングでは、広報などではなく窓口等において家族会等の活動紹介や勧誘を求める声があったことから、職員の対面による直接的かつ人的手段による周知や紹介に努める必要があります。

▼アンケート結果より

【障がい者】 相談について困ることがあるか（あてはまるものすべてに○）



資料：利根町障がい者福祉に関するアンケート調査

▼ヒアリング及びアンケートの自由意見より

- 近くに相談員が居て欲しい。
- 聴覚障がい者ですが福祉課もしくは社協に少しでも手話の出来る職員が居て欲しい。県のやすらぎで実施している手話講習を職員に受講してもらって習得するなど考えて頂いて福祉課窓口で簡単な会話が出来れば気持ちが楽で役場にも行きやすい。
- 広報などを見て、活動やイベントなどに参加する人は積極的な人。参加しないのは、情報がないのではなく、情報を得ても行動しないだけ。
- 町ができることは、意識啓発に向けた、直接的なフェイストゥフェイスの活動の紹介や勧誘など。窓口に来る人を対象に、押しつけにならない程度にやるのがよい。

前計画で設定した3つの重点項目について、取り組みの成果や状況の進展が認められるものの、今後も継続的に取り組み続けなければならない課題が残されています。この振り返りの結果を今後の障がい者施策の展開に活かしていくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町ではノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現に向けて取り組みを進めてきました。

本計画においても、従来の基本理念を継承し、「ニコニコと安心して暮らせる明るいまち」を基本理念と定めます。

【利根町障がい者プランの基本理念】

ニコニコと安心して暮らせる明るいまち

～ 一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる明るい地域社会づくり ～

すべての町民が「障がいのある・ない」によって分け隔てられることなく、地域社会の誰もが人格と個性を尊重し合って共に生活できる共生社会を実現するためには、障がいのある人が自らの意思による選択と決定のもとに自立し、あらゆる活動に対等に参画できるよう、周りの人がそのことに理解を示し、できる限りの配慮や協力をしていくことが何よりも重要です。

本計画のもと、障がい者に関わる多様な施策を展開し、すべての町民が、一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる明るい地域社会づくりを推進します。

2 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の7つを基本目標と定め、本町における障がい者施策の総合的な展開を図ります。

●基本目標1 保健・医療の推進

健康に過ごしたいということは町民すべての共通した願いであり、障がい者の健康の保持・増進に向けた保健・医療の充実は極めて重要です。

福祉・保健・医療・教育の関係機関の連携をより一層進め、障がいの早期発見、リハビリテーションの充実、疾病等の予防・早期治療などを通して、一人ひとりの心身の状態に応じた支援が早期に行われるよう体制の整備に努めます。

●基本目標2 障がいのある子どもの育成

子どもが健やかに成長するためには、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」ことを基本としながら、一人ひとりのニーズに合った教育を推進することが重要です。

障がい児が個性を発揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、障がいの早期発見と乳幼児期からの適切な療育、一人ひとりの成長段階に応じたきめ細やかな支援を行います。

●基本目標3 就労と自立に向けた支援

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、障がい者の権利であり、自身の生きがいと経済的な自立につながります。

一般雇用、福祉的就労など、障がい者の能力や障がいの状況に応じた雇用・就労の拡大を図ります。

●基本目標4 日常生活の支援

障がい者施策の目指すところは障がい者の自立であり、日常生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域社会での生活を保障するところにあります。

障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質（QOL[※]）の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携しながら相談支援、福祉サービスの提供体制の充実にも努めます。

※QOL：Quality of Life の略。直訳すると「生活の質」であり、人間らしく、満足して、幸せに生活しているかを評価する概念。

●基本目標5 相互理解と地域交流・社会参加の支援

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念の普及を図るとともに、すべての町民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進するとともに、町民によるボランティア活動や合理的配慮^{*}などの実践を促進します。

また、障がいのある人の活動や社会参加については、一方的な押し付けではなく、本人が求めていることを実現するための支援が重要です。生涯学習やレクリエーションなど、障がいのある人それぞれがやりがいの持てるものに取り組むことができる機会と場の充実を図ります。

※合理的配慮：障がい者が、障がいの特性やそれぞれの状況によって生活の中で発生する困難さを取り除くために講じられる個別の調整や変更のこと。障がい者から何らかの助けの求めがあった場合、過度の負担にならない範囲で、可能な限り、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図る。

●基本目標6 安全な生活環境づくり

障がい者をはじめ、誰にとっても暮らしやすい生活環境が重要であるため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン^{*}の視点から、快適で安全・安心なまちづくりを推進します。

また、災害時に支援が必要となる障がい者については、地域における特別なサポートが必要であることから、町民の協力を得ながら障がい者などの状況に応じた避難支援体制の構築を図ります。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたる。

●基本目標7 情報アクセシビリティ^{*}の向上

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活や福祉に関する様々な情報を必要なときに入手でき、必要に応じて相談できる環境が必要です。

障がいは、障がい者に原因があるのではなく、社会環境に原因があるという考えに立ち、社会的障壁の除去のため、障がい者のアクセシビリティ向上の環境整備に向け、社会的障壁の除去に向けた各種の取り組みを推進します。

そのため、情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を図りながら、障がい者の自立と社会参加を支援するため、情報提供や意思疎通支援の充実、情報環境のバリアフリー化を推進します。

※アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

3 計画の重点項目（主要課題）

これまでの取り組みを振り返った結果、前計画の重点項目は、今後も引き続き取り組むべき重要な課題と考えられることから、本計画においても以下の3項目を重点項目（主要課題）に設定します。

重点項目1 親亡き後の生活の援護

障がいのある人の親亡き後の生活援護の方策として、本計画における大きな課題は「地域生活支援拠点」の整備です。緊急時の対応や相談事業などを複合的に提供するための支援拠点が整備されれば、障がいのある方の生活上の不安を具体的に取り除くことができ、親亡き後にも障がい者の方が地域で安心して暮らせる体制づくりにつながります。

平成32年度までに各市町村または各福祉圏域に1つは設置することが国の方針で決められていることから、本計画期間においては、他市町との連携による広域での設置も視野に入れて検討を進めていきます。

また、近年、本町では、町が把握することのできる障がい者手帳所持者以外に、継続的な心身の疾患のために自宅にこもり、必要な支援につながっていない方が潜在している実情が地域の関係者から報告されています。そのため民生委員・児童委員等の地域の支援者の方の協力を得ながら、状況の把握と必要な支援につなげていくことも今期の重要な課題となります。

重点項目2 就労支援

障がい者の就労を支援する取り組みとして、第4期においては、ハローワークや障害者就業支援センター、就労支援事業所等の関係機関との間で、障がい者雇用に関する連絡調整の場づくりと情報共有に力を入れました。その結果、収集した情報を窓口等で効果的に住民に還元したり、職員が障がい者就労の実情を把握したことで、より良い支援方法を提示することにもつながりました。今後も改善を図りながらこのような取り組みを継続していくことは重要な課題です。

また、就労訓練系のサービスについては、職員が希望者一人ひとりと面談を行い、相談支援専門員と連携して本人の意向に沿うサービスの提供に努めています。その効果も相まって、就労訓練系事業所の利用者数は増加している状況にあります。今後も、利用希望者の支援に努めるとともに、一般就労へ結びつく方がさらに増加するよう、役場内に障がい者雇用に関する情報提供コーナーの充実を図るほか、民生委員・児童委員、相談支援専門員や地域の支援者とのネットワークを活用した多方面への情報発信など、より効果的に情報を提供できる方法も検討していきます。

重点項目3 相談支援

相談支援の体制づくりについては、それ以前と比べれば、第4期において大きく進展したと評価できます。社会福祉協議会の協力により相談支援事業所が新たに設置されたことに始まり、町内外問わず、相談支援にあたる関係者間や行政において、学習の機会や情報の共有や交換、相談ができる機会が設けられ、近隣市町村が連携して相談支援の質を高める体制づくりにつながりました。

しかしながら、その一方で、相談を必要とする障がい者やその支援者が、真に必要とする相談をできる体制づくりは未だ整備できておらず、その結果、必要なサービスや支援を受けられない方が潜在的にいることは、大きな課題であり、特に今後改善を図る取り組みに力を入れていく必要があります。

今期においては、特に障がい者の方が必要とする知識や技術をもった専門的な相談機関との連携や、障がい者当事者による障害者相談員の設置などにより、不安を解消できる、ニーズにより応えることのできる体制づくりが課題となります。

4 計画の体系

基本理念のもと、施策展開の方向性と展開する施策の関係を図に表すと以下のとおりとなります。





第 2 部

障害者計画

<扉裏>

第1章 保健・医療の推進

— 現状と課題 —

障がい者には、定期的な通院を必要とする人も多く、障がい者の保健・医療は、健やかな暮らしを送る上でとても重要な要素です。加えて、障がいを軽減するリハビリテーションもまた重要です。

本町では、疾病の早期発見・早期治療、疾病に伴う障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、障がい者一人ひとりの保健・医療ニーズに応じた必要な情報提供や相談対応に努めています。

アンケート調査では、障がい者の現在の生活で困っていることや不安に思っていることとして、自分の健康や体力に自信がないという回答が多くみられます。また、医療について困ることとしては、医療機関が遠いことを身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも最も多く挙げました。

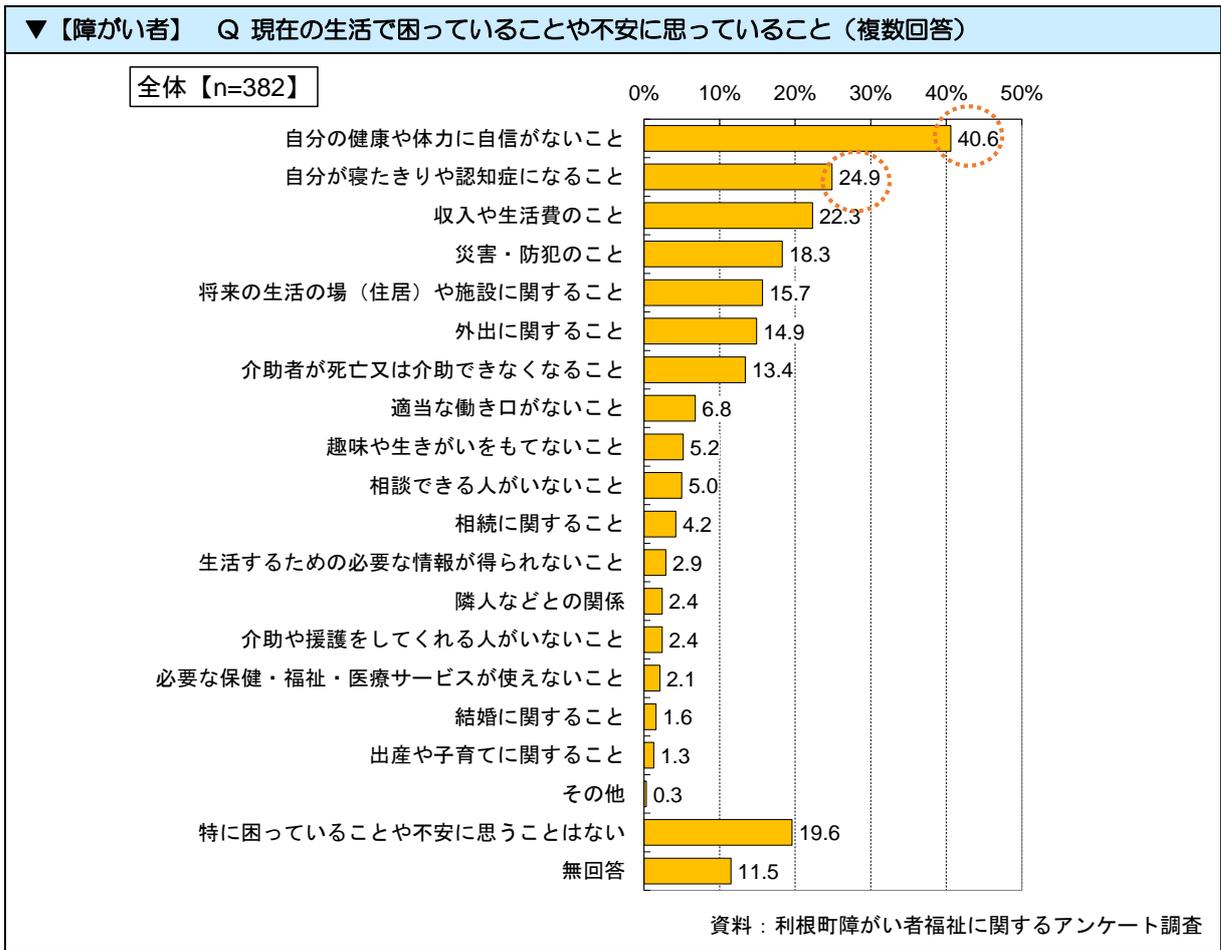
今後も、障がい者が、保健・医療・リハビリテーションなどのサービスの適切な提供を受け、健康を維持増進させられるよう、関係機関との連携体制の強化に努める必要があります。また、障がいの発生を予防する観点から、心の健康づくりも含め、あらゆる年代のすべての町民の健康づくりを推進していくことが重要です。

▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

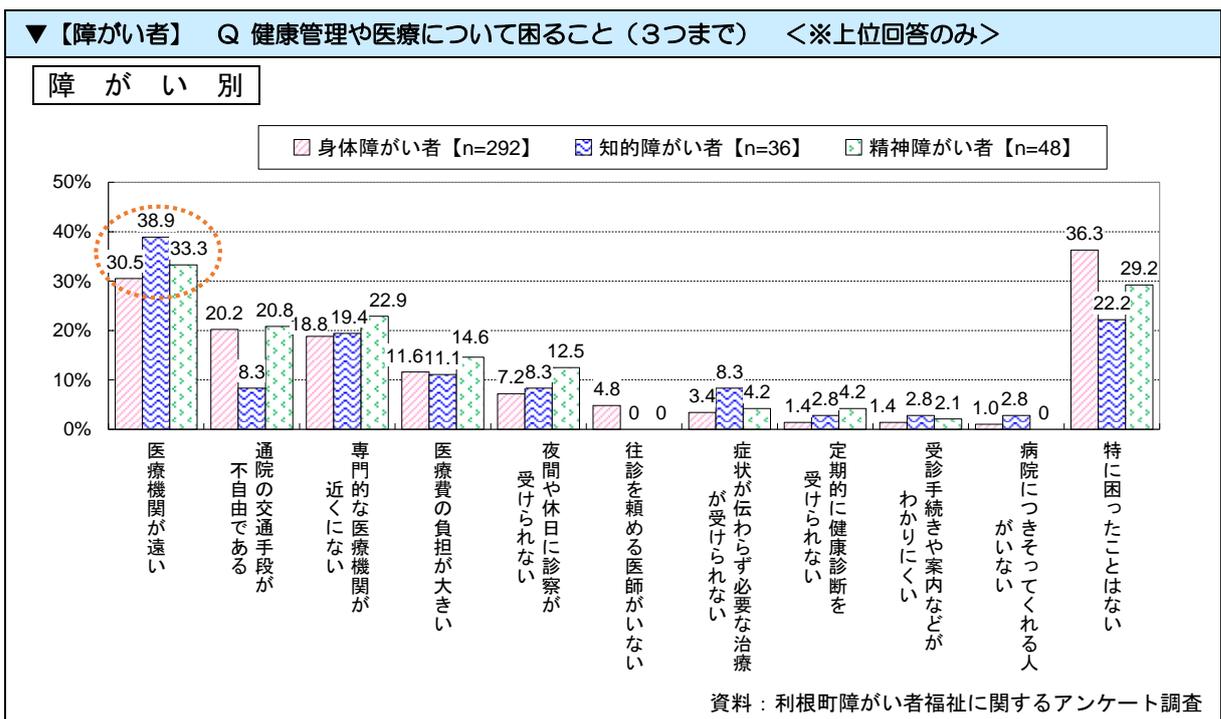
○現在の生活で困っていることや不安に思っていることを尋ねたところ、「自分の健康や体力に自信がないこと」が最も多く、全体の4割以上が回答しています。

○健康管理や医療で困ったことについては、「医療機関が遠い」が、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも最も多く挙げています。

■暮らしの中での困りごとや不安



■障がい者の健康管理・医療リハビリテーション



— 施策の展開 —

医療を要する障がい者に対し、精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療施策を実施します。また、障がいを軽減し自立を促進するため、医療及びリハビリテーションの一層の充実を図ります。

障がいの発生予防や早期発見・早期対応のためには、定期的な健康診査を受診するとともに、生活習慣の改善を行って規則正しい生活習慣を身に付けることが大切です。そのため、ライフステージに合わせた保健事業を推進するとともに、健康診査の受診や主体的な健康管理を促進します。

また、ストレス社会の現代において、年代にかかわらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。精神障がいの予防については、心の問題に関する相談対応のほか、心の健康づくりに関する健康教育の充実を図ります。

施策1 障がいの発生予防に向けた健康管理の推進

項目と内容
<p>① 母子保健の充実</p> <p>出生前からの妊婦健康診査の充実により、安全な分娩と健康な児の出生に努めます。また、乳幼児健康診査の充実により、疾病ならびに心身の発育・発達についての異常を早期に発見し、適切な措置を講ずることにより、心身の障がいを予防します。</p> <p>発育・発達に支援を要する乳幼児と保護者に対し、必要に応じて療育等の専門機関の紹介や児の発育・発達に関する助言・指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健康診査 ●医療福祉費支給制度 ●産後ケア事業 ●未熟児養育医療給付制度 ●乳幼児健康診査 ●訪問指導 ●育児相談・発達相談 ●在宅福祉サービス事業 ●マタニティ講座 ●子育て世代包括支援センター ●病時保育 ●教育相談
<p>② 健康診査と保健指導の充実</p> <p>障がいの原因となる疾病や異常の早期発見・治療に向け、健康診査の受診率の向上を図るとともに、健診後の保健指導の一層の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査・保健指導 ●各種がん検診 ●骨粗鬆症検診
<p>③ ライフステージに応じた保健事業の充実</p> <p>乳幼児期から高齢期に至るまで、年代や状況に応じた保健事業を推進し、健康の保持・増進を図るとともに、生活習慣病予防等の啓発や主体的な健康づくりを促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康教室 ●健康相談 ●もの忘れ相談 ●介護予防教室 ●各種講座

施策2 精神保健施策の推進

項目と内容
<p>① 心の健康づくり</p> <p>家庭、学校、職場、地域を問わず、あらゆる場において精神疾患を予防するため、教育関係部局やNPO等と連携を図り、心の健康づくりを推進します。</p> <p>●こころの健康づくりカレンダーの配布 ●精神保健福祉士によるこころの相談</p>
<p>② 相談体制の充実</p> <p>精神障がい者が、地域で生活する上での不安や健康・医療に関する悩みなどに対し、医療機関や保健所、精神保健福祉センターとの連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。</p>
<p>③ 精神障がいの理解に関する普及啓発の推進</p> <p>精神障がいに対する誤解や偏見の解消と、発達障がい者等の二次的障がいの予防のため、精神障がいに対する正しい知識の普及に努めます。</p>

施策3 医療リハビリテーション体制の充実

項目と内容
<p>① 医療費助成の周知と適切な給付</p> <p>障がいを軽くしたり、機能を回復するために必要な医療を適切に受けられるよう、自立支援医療制度や重度心身障害者医療費助成制度等についての周知に努め、必要な医療リハビリテーション等の利用の促進を図ります。</p> <p>●利根町障がい福祉のしおり</p>
<p>② 医療的ケアの充実</p> <p>在宅において医療的ケアを必要とする重症心身障がい者等への支援体制の充実を図るため、医療機関や訪問看護事業所などとの連携により、障がい者が在宅や身近な地域で適切な医療を受けることができる体制の充実に努めます。</p>
<p>③ 医療リハビリテーション体制の充実</p> <p>作業療法士、理学療法士、保健師などの連携により、利根町保健福祉センターで必要な訓練を継続的に受けられる体制の充実に努めます。症状や状況に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、県及び近隣市町、医師会、町内及び近隣の医療機関との連携を図り、広域的な医療リハビリテーション体制の整備に努めます。</p>
<p>④ 医療機関等の情報提供</p> <p>医療機関・訓練施設等についての情報提供を行い、必要な医療リハビリテーション等の利用の促進を図ります。</p>
<p>⑤ 高次脳機能障がいへの対応</p> <p>県内の高次脳機能障がい支援拠点機関と連携を図り、高次脳機能障がいを持つ人や家族に向けた情報提供や相談対応などの支援を行います。</p>

施策4 難病患者に対する支援



項目と内容	
① 情報提供の推進	保健所や茨城県難病相談支援センターと連携し、難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めます。
② サービス等の周知と利用支援	難病患者を対象とした障害福祉サービス等の周知と利用支援を図り、難病患者が抱える不安やニーズの把握に努め、医療機関を中心にした連携体制の充実に努めます。



第2章 障がいのある子どもの育成

— 現状と課題 —

障がい児が個性を発揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、早期の療育と一人ひとりのニーズに合った教育が重要です。

近年の発達障がいへの認識が進んでいることに伴い、当町では早期療育に向けた支援、保護者へのサポートに努めています。子どもの能力や障がいに応じた特別支援教育の充実を図るとともに、望ましい就学や進路が選べるよう、情報提供や相談支援を行っています。

アンケート調査では、障がいのある子どもが学ぶ環境として、障がいの種類や有無に関わらず「障がいに対する先生の理解を深めること」、「能力や障がいに応じた指導をすること」を求める声が多く寄せられました。また、知的障がい者については各項目の回答割合が総じて高く、「相談体制を充実させること」や「放課後の活動場所を整備すること」も多く挙げられました。

障がい児が集団生活の中で共に成長していけるよう、今後も、交流機会の拡充、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育環境、進路指導の充実に取り組む必要があります。

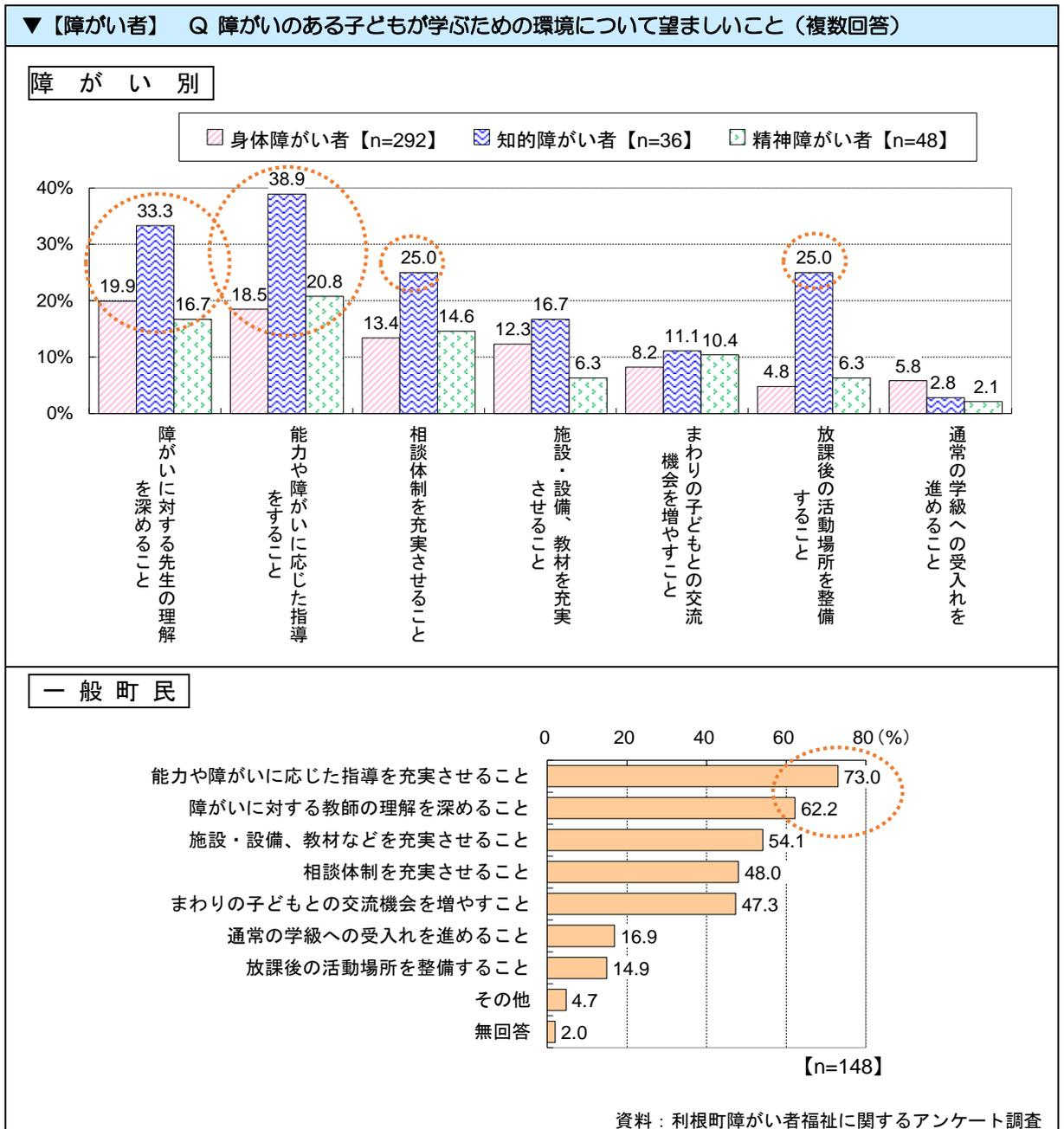
▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

○障がいのある子どもが学ぶための環境について、どのようなことが望ましいと思うか尋ねたところ、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれにおいても、「障がいに対する先生の理解を深めること」、「能力や障がいに応じた指導をすること」が特に多く挙げられています。

○知的障がい者については各項目の回答割合が総じて高く、「相談体制を充実させること」や「放課後の活動場所を整備すること」も多く挙げられています。

○障がい者手帳を所持していない町民の回答をみると、「能力や障がいに応じた指導を充実させること」が最も多く、次いで「障がいに対する先生の理解を深めること」が多く挙げられています。

■障がいのある子どもが学ぶための環境について



— 施策の展開 —

障がい児が持つ可能性を最大限に伸ばすためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と指導訓練を行うことが重要です。すべての子どもが地域社会の中で健やかに成長するため、障がいの早期対応・早期療育体制の整備を図ります。

障がい児の教育の大きな目的は、将来、社会的に自立していきいきと生活していくことができるための基礎・基本を身につけることであり、そのためには一人ひとりの障がいの種類・程度、能力・適性等に応じた適切な教育を行うことが必要です。地域社会の中で健やかに成長できるよう、子どもの障がいの状態に応じたきめ細やかな教育が受けられ、地域の子どもたちと共に育つことのできる環境づくりを推進します。

また、障がい児の保護者についても、不安をできる限り軽減できるよう、個々の状況に応じた適切な支援を図ります。

施策1 早期療育・発達障がい支援体制の充実

項目と内容
<p>① 障がい児通所施設との連携の促進</p> <p>発達障がいなど早期の療育が必要な子どもに対し、個々の発達に応じた保育や訓練を行うとともに、発達相談や個別支援計画の作成など保護者支援の充実を図ります。</p> <p>また、卒園児を対象に、指導・訓練等について保護者への相談支援を行うとともに、児童相談所との連携機能の充実に努めます。</p>
<p>② 発達に関する専門的な相談の充実</p> <p>障がいや発達の遅れが発見された子どもが早期に適切な療育を受けられるよう、障がいの受容への支援を含め、身近な地域で療育指導・相談が受けられるよう、専門家による専門相談の充実を図ります。</p> <p>●親子発達相談 ●親子遊び教室 ●育児相談 ●子育て世代包括支援センター</p>
<p>③ 一貫した支援体制の構築</p> <p>療育等を受けている子どもが、就学・就労などライフステージを移行する際に、それまでに受けてきた療育や支援の内容を引き継ぎ、一貫した支援を受けることができる体制の充実に努めます。</p> <p>医療・福祉・保育・教育などの各分野の関係機関の連携のもと、障がい児を持つ家族への情報提供・相談支援、保育・教育、就労支援などの総合的な支援体制の構築を図ります。</p>
<p>④ 早期療育などに関する保護者への啓発</p> <p>乳幼児の心身の障がいの早期発見、療育については、家庭の果たす役割が大きいことから、障がいの兆候がみられる場合には早期に相談や必要な支援につなげられるよう、保護者に対する啓発及び助言・指導などを行います。</p>
<p>⑤ 障がい児の保護者に対する支援</p> <p>子どもの発達について保護者に心配や不安があるときに、保健師が子どもの特性に合わせた関わり方を伝え、子どもの発達と保護者の支援を図ります。また、障がい児の保護者の不安を和らげることができるよう、庁内関係各課、関係機関との連携により、必要な療育から就学までの切れ目のない支援体制の充実に努めます。</p>

施策2 障がい児の福祉サービスの充実

① 児童福祉法に基づく障害児福祉サービスの確保

近隣市町との連携を図り、児童福祉法に基づく障がい児の福祉サービスの提供体制の確保に努めます。また、福祉サービスの情報提供を図り、必要な在宅障がい児の利用支援に努めます。

- 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）
- 障害児入所支援（福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援）
- 障害児相談支援

施策3 育ちの環境の充実

項目と内容

① 障がい児保育等の充実

保育所・認定こども園では、集団保育等を通じて、個々の児童に合わせた適切な指導のもとに健全な成長発達を支援します。

また、保育所等の訪問調査を実施し、助成を通じて障がい児保育の充実に努めます。

② 教育相談・就学支援の充実

障がい児が小・中学校、特別支援学校へ入学・進学するにあたり、子どもに適した進路が確保されるよう専門家による相談支援に努めます。

障がいの程度、種類に応じた就学ができるよう、早期の教育相談体制の充実を図るとともに、教育・保健・福祉部門の連携を推進し、障がい児教育に関する情報提供の充実、障がい児を持つ保護者との連絡を緊密にするなど、相談と就学支援に努めます。

③ 放課後等の活動の場の充実

特別支援学級に通う障がい児等について、放課後児童クラブや放課後等デイサービスの提供体制を確保し、放課後や長期休暇時における一時預かりの場の提供と障がい児の健全育成を図ります。

④ 進路指導の支援

卒業後の進路を円滑にするため、特別支援学校や相談支援事業者・NPO等の関係機関との連携を図り、職場実習の受け入れなど、障がい児の適性把握と進路指導の支援を図ります。

第3章 就労と自立に向けた支援

— 現状と課題 —

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、障がい者の権利であり、自身の生きがいにもなります。

アンケート調査において、自立した生活を送るために特に望むこととして、精神障がい者からは、働く所を増やしてほしいという回答が最も多く挙げられました。また、必要とする就労支援を尋ねたところ、「勤務する時間や日数を調整できること」、「障がいにあった仕事であること」、「周囲が自分や障がいのことを理解してくれること」、「通勤手段やサポートがあること」など多様な支援が求められており、障がいによって求める支援のニーズが異なる状況面もみられました。

一般就労が可能な障がい者については、本人の希望に応じた就労につながるようそれぞれの状態や状況に合った支援につなげていくことが求められます。

障がいのある人が働くということに対する周囲の人々の一層の理解の促進を図るとともに、事業所等に対しては障がい者雇用に対する理解の働きかけや補助事業等の周知に努め、雇用の促進を図る必要があります。

また、アンケート調査では希望する就労場所として知的障がい者からは「就労継続支援・就労移行支援事業所」が最も多く挙げられました。福祉的就労の場についても、情報を収集してその周知を図るとともに、身近な地域における就労や日中活動の場を確保するため、施設整備やサービス提供の充実を促進する取り組みも必要です。

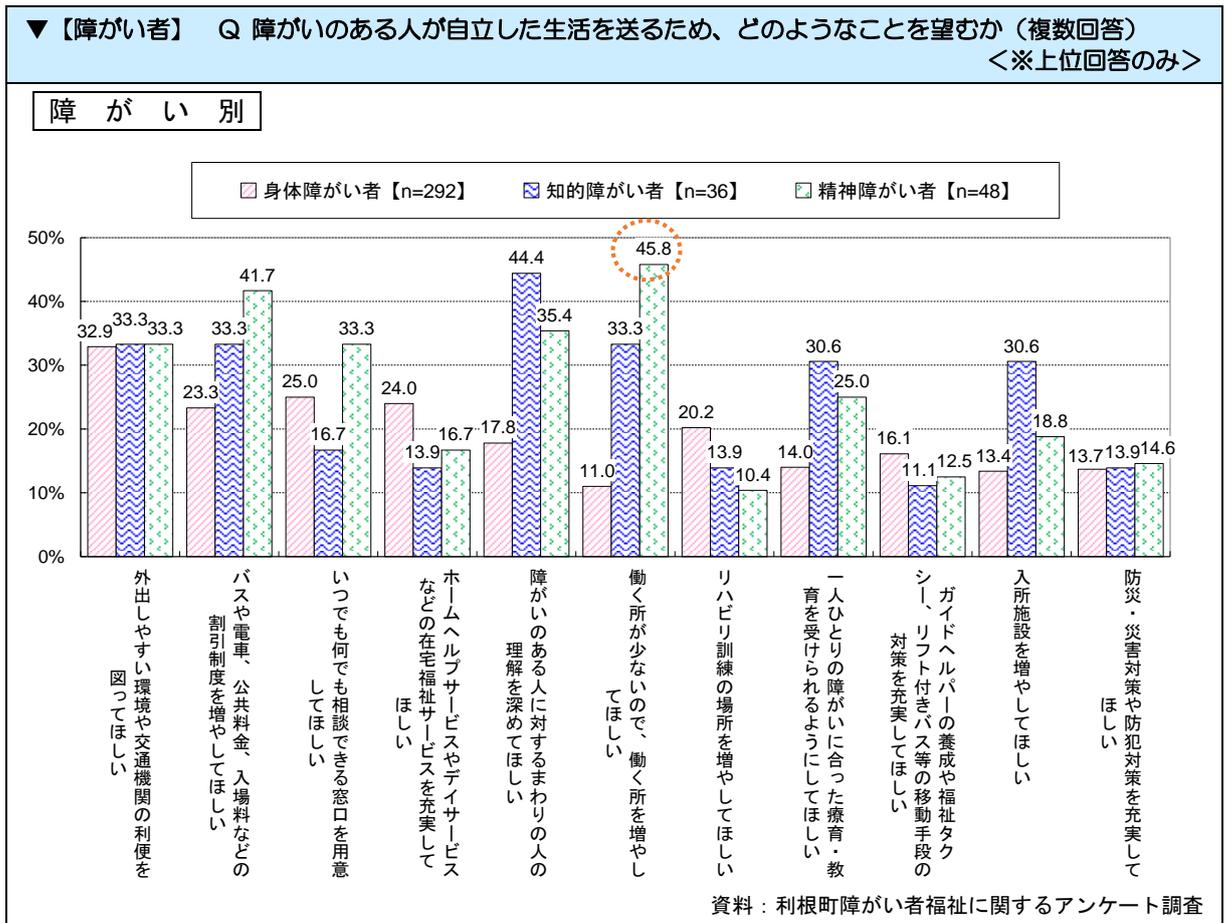
▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

○自立した生活を送るために特に望むこととして、精神障がい者からは、「働く所が少ないので、働く所を増やしてほしい」が最も多く挙げられています。

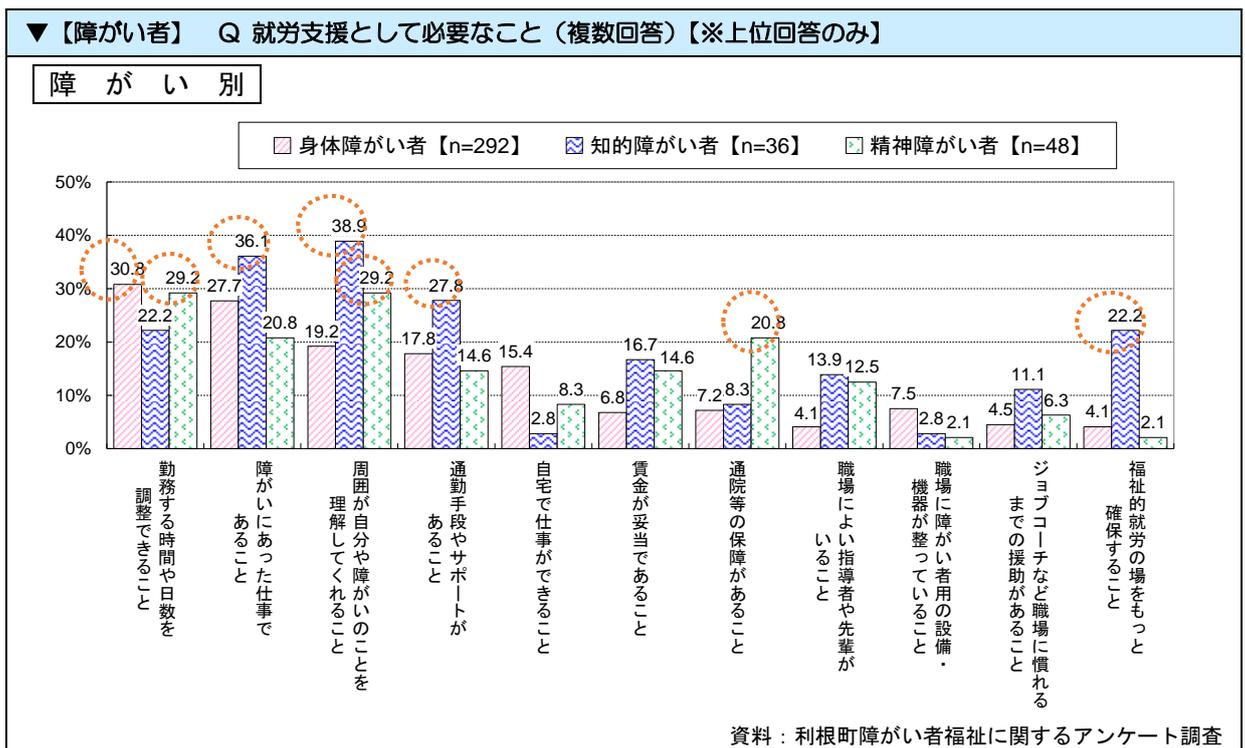
○障がい者の就労支援として必要なことを尋ねたところ、身体障がい者と精神障がい者では「勤務する時間や日数を調整できること」が最も多く、精神障がい者では「周囲が自分や障がいのことを理解してくれること」が同率で最も多いほか、「通院等の保障があること」なども多く挙げました。

○知的障がい者では、「周囲が自分や障がいのことを理解してくれること」が最も多いほか、「障がいにあった仕事であること」「通勤手段やサポートがあること」「福祉的就労の場をもっと確保すること」が多く挙げられているなど、障がいの種類により就労に必要な条件が異なる状況がうかがえます。

■自立した生活を送るために望むこと



■就労支援として必要なこと



— 施策の展開 —

就労により自立することは、障がい者が地域において生活する上で根幹を成す部分であり、自らの能力と適性に応じて就労できる場があることは生きがいにもつながります。

そのため、町内及び近隣の企業などに対して障がい者雇用に対する理解と取組を広く働きかけるとともに、学校、企業、関係機関などとの連携のもと、障がい者本人の適性や障がいの状況などに応じた一般就労ができるよう支援します。

また、一般就労が困難な者にとっては、障がい者就労支援施設などでの就労は、日中に働く場、訓練を受ける場として重要な役割を果たしていることから、身近な地域における福祉的な就労の場の充実に努めます。

施策1 障がい者の一般就労支援

項目と内容
<p>① 一般就労に向けた支援</p> <p>ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、商工会等との連携を図りながら、障がい者の雇用・就労の促進に努めます。</p>
<p>② 就労移行支援事業の推進</p> <p>自立支援給付における就労移行支援サービスを実施し、一般就労が可能な障がい者が、できるだけ多く就職できるよう支援を図ります。</p> <p>就労移行事業所が、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、ジョブコーチ（職場適応援助者）などとの連携を図りながら、職業訓練から就職、職場定着、再チャレンジまでの一環した流れを作り出すよう支援することにより、障がい者の就労意欲の促進また地域社会での自立に支援が求められています。</p>

施策2 障がい者雇用の促進

項目と内容
<p>① 障がい者雇用の啓発</p> <p>ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関との連携のもと、町内及び近隣企業に対して障がい者雇用に関する各種助成制度等の周知を図り、障がい者雇用に対する理解と積極的な取り組みを求めています。</p>
<p>② 障がい者雇用支援制度の活用促進</p> <p>「職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣事業」、「障害者試行雇用（トライアル雇用）事業」などの制度の周知と活用促進を図ることにより、障がい者雇用の促進します。</p>
<p>③ 就職支援金等の支給</p> <p>身体障害者更生施設に入所している障がい者で、就職により自立する者に対して就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図り地域生活の支援を図ります。</p> <p>また、障がい者の就労の機会を増進するため、就労訓練施設等の通所にかかわる移動経費の実状把握に努めます。</p>
<p>④ 障がい者が働きやすい職場づくりの啓発</p> <p>障がい者が無理なく就労できるよう、短時間勤務、フレックス制度などに対する企業・雇用主への理解の促進を図ります。また、偏見や差別なく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司、同僚の理解を促進するための広報・啓発を行います。</p>

施策3 福祉的就労の推進

項目と内容
<p>① 福祉的就労の場の確保</p> <p>近隣市町と連携を図りながら、自立支援給付における就労継続支援事業所（B型）、地域活動支援センターなど、一般就労に結び付かない障がい者の働く場の確保に努めます。</p>
<p>② 障がい者による生産品等の需要の増進</p> <p>障がい者施設で作られた物品の購入や人材による役務の委託等などについて、町が優先的な調達を推進することにより障がい者の就労と自立意識を促進します。（利根町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針より）</p> <p>さらに、障がい者就労施設等が生産する物品等に対する需要の増進等を図るため、その周知やPRに努め、消費者の理解の促進を図ります。</p>

第4章 日常生活の支援

— 現状と課題 —

障がい者が住み慣れた地域で、自立した生活を営むためには、一人ひとりの状態や状況に合った生活基盤がなくてはなりません。本町では、障がい者の生活支援として、相談支援体制と福祉サービス提供基盤の充実を図るとともに、障がい者の福祉的就労や日中活動などの支援に努めてきました。

アンケート調査では、障がいのある人に暮らしやすいまちづくりのために力を入れてほしいこととして、障がいの種類を問わず「生活支援（福祉サービス）の充実」が多く挙げられていたほか、精神障がい者では「相談支援」も多くみられました。また、地域で生活するために必要な支援としては「経済的な負担の軽減」が最も多く挙げられました。今後も、障がい者が身近なところでいつでも気軽に相談でき、必要なサービスや支援を受けられる体制の充実に努める必要があります。

さらに今後は、公的な支援だけでなく、地域住民に支援の担い手として積極的な活躍が求められます。アンケートでは、障がい者を支援するボランティア活動の参加割合は2割足らずであり、内容的にも偏りがみられることから、ボランティアの育成や実践を促していく取り組みも重要です。

また、地域においては、高齢化の進行とともに、知的障がい者の保護者など、わが子の将来の地域生活に不安を抱く人も増えていることから、生涯にわたって一貫したサービス提供や支援が図られるよう支援拠点を整えていくことも求められています。

▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

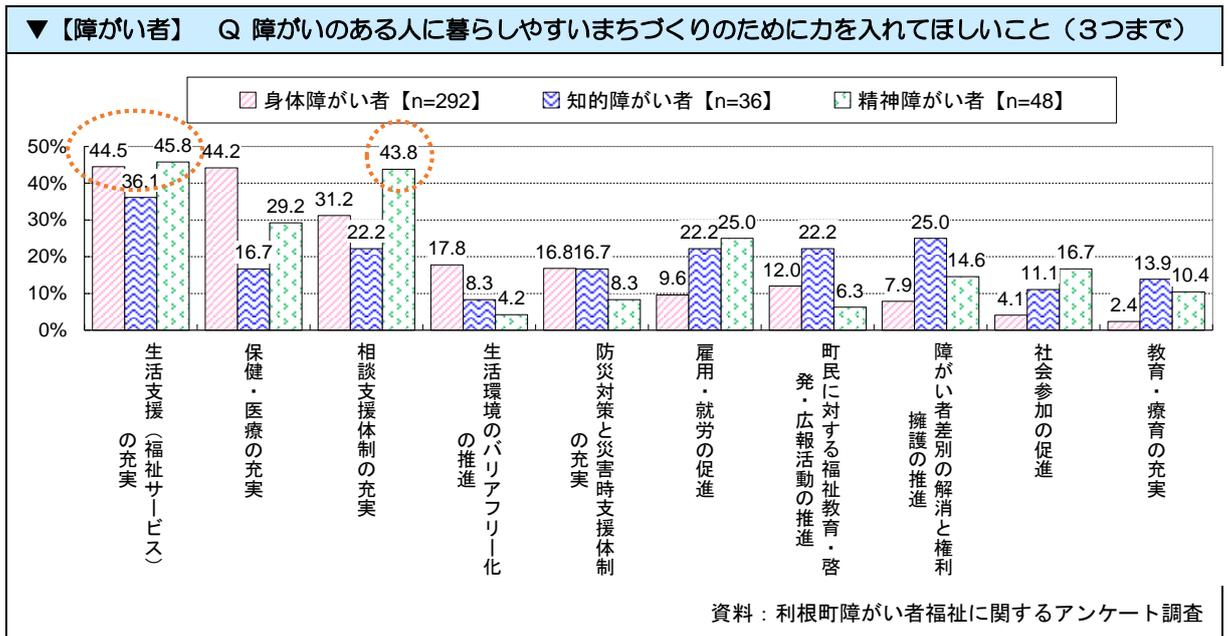
○障がいのある人に暮らしやすいまちづくりのために力を入れてほしいこととして、「生活支援（福祉サービス）の充実」を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも最も多く挙げています。

○精神障がい者は、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのために力を入れてほしいこととして、「相談支援体制の充実」を多く挙げています。

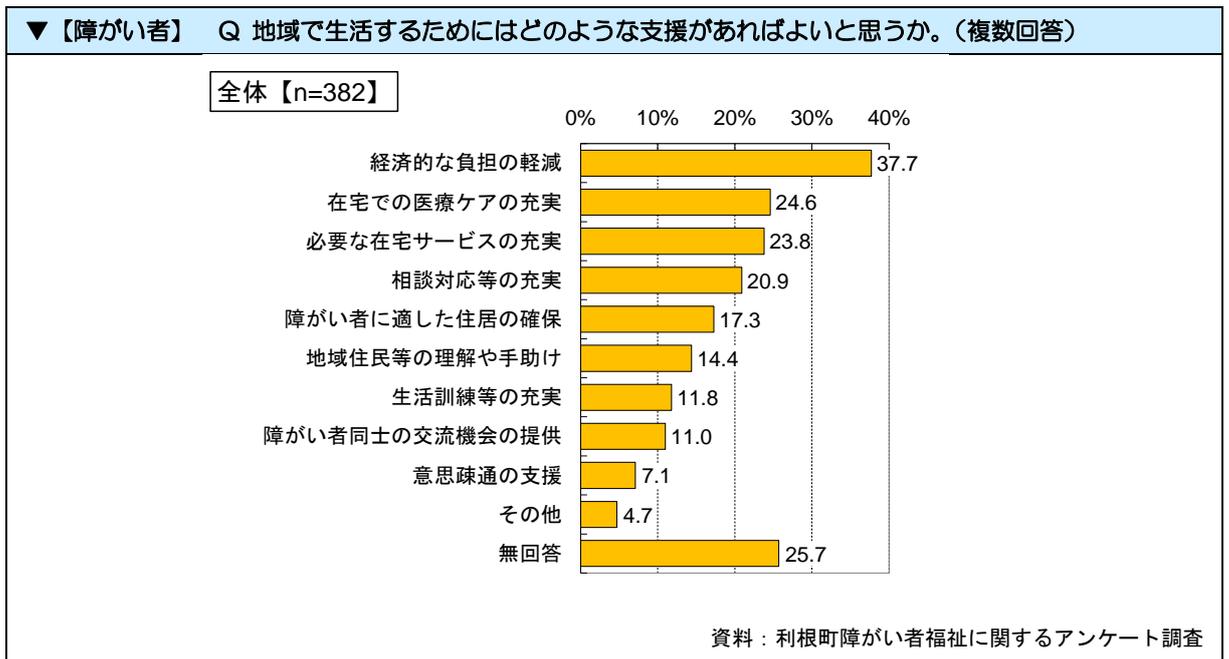
○地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うか尋ねたところ、「経済的な負担の軽減」が最も多いほか、「在宅での医療ケアの充実」、「必要な在宅サービスの充実」、「相談対応等の充実」などが多く挙げられています。

○町民について、障がい者を支援するボランティア活動に参加したことがある割合（「たびたびある」「過去に何回かある」の合計）は、16.2%となっており、活動内容としては、「福祉施設での手伝い」「障がい者の交流イベントなどの手伝い」が特に多く挙げられています。

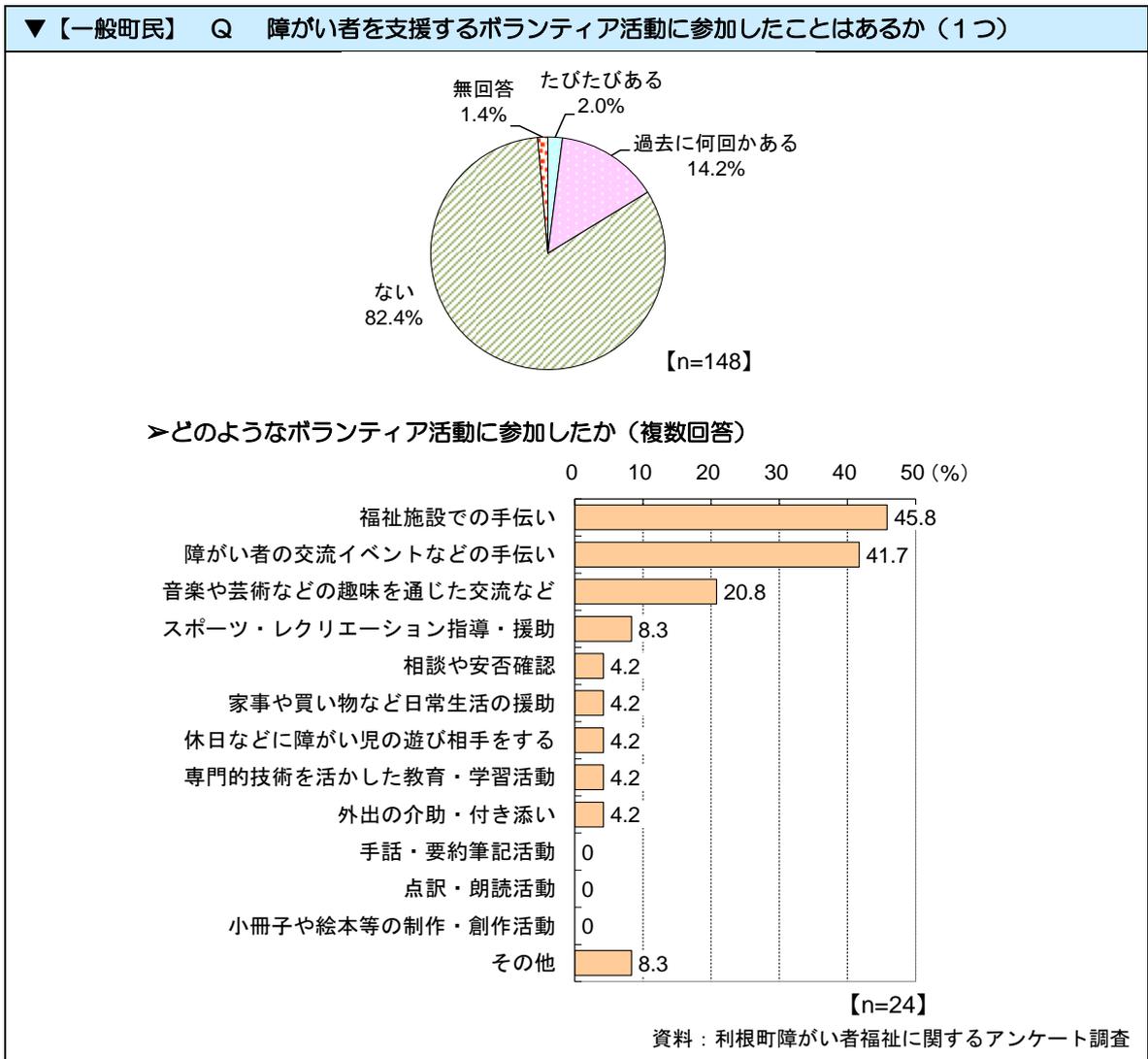
■暮らしやすいまちづくりのために力を入れてほしいこと



■地域で生活するために必要な支援



■障がい者を支援する町民のボランティア活動



— 施策の展開 —

障がい者が住み慣れた家や地域で安心して暮らせるためには、気軽に相談でき、必要な場合には適切な支援が受けられる体制が不可欠です。そのため、障がい者やその家族の不安や困難をできる限り軽減できるよう、相談しやすく必要な情報が得られる相談支援体制や障害福祉サービスなどの提供体制の整備に努めます。

また、障がい者の暮らしを支える土台である年金制度や各種手当の支給制度の周知などに努め、障がい者とその家族などの生活の安定と経済的自立を支援します。

障がい者とその家族が喜びや希望を持って豊かな生活を送ることができるよう、生活支援体制の充実を図るとともに、ボランティア活動などを通じて地域住民が共に助け合う活動を推進します。

施策1 相談支援体制の充実

項目と内容
<p>① 障がい者相談支援事業の推進</p> <p>障がい者の多様なニーズに的確に対応し、障がい者やその家族の地域生活を支援し、在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、相談支援事業を実施します。</p>
<p>② 精神障がい者の相談支援体制の整備</p> <p>精神障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、精神保健福祉士による個別相談を定期的に実施します。</p> <p>町外のⅠ型の地域活動支援センターを町指定の専門的な精神保健に関する専門的な相談支援機関に位置づけます。専門職員による相談支援や権利擁護等の相談、関係サービス機関と連絡調整機能の確保を図り、精神障がい者の日常生活を支援します。</p>
<p>③ 地域自立支援協議会の推進</p> <p>障がい者の地域における自立した生活を支援するため、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行います。</p> <p>協議会の機能強化のため、協議会内に相談支援専門員の資質向上のための部会を発足させましたが、今後も担当者会議や個別ケース会議、地域移行や就労支援など、必要とする分野ごとの専門部会などの設置を検討します。</p>
<p>④ 家族支援の充実</p> <p>障がいのある18歳未満の方がいる家族への支援を図るため、日中一時支援の一部延長を、一定期間実施します。</p>

⑤ 地域における生活支援拠点の整備

障がい者の重度化や高齢化、さらには「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などの機能を備えた地域生活支援拠点の整備に向け、近隣市町村や障害福祉サービス提供事業所との協議、連携を図ります。

⑥ 相談支援ネットワークの整備

福祉課を中心として、地域における身近な相談相手である民生児童委員、町や教育委員会等の行政機関、社会福祉協議会やNPO等の団体間の連携強化及び調整を図ります。

障がい者のライフプランの上で大きな柱である「療育・教育」「就業」「家庭生活」「老後」のそれぞれについて、総合的かつ専門的な相談支援が円滑に実施できる体制の整備に努めます。

施策2 福祉サービスの充実

項目と内容													
① 障害福祉サービス													
<p>障がい者等の自立と社会参加を実現するため、必要とされる「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」を提供します。</p> <p>サービス提供基盤の充実を図るため、近隣市町との連携によりサービスの確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「訪問系サービス」・・・地域で暮らす障がい者等の生活を支える (居宅介護、同行援護等) ● 「日中活動系サービス」・・・昼間の活動の場を提供する (生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続、短期入所等) ● 「居住系サービス」・・・住まいを提供するグループホーム等 (共同生活援助、施設入所支援) 													
② 地域生活支援事業													
<p>障がい者が自立した生活を営めるよう支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効果的・効率的に実施します。近隣市町との連携によりサービスの確保に努めます。</p> <p>利用者の状況や社会資源の状況を踏まえ、町独自の任意事業にも取り組んでいきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>●相談支援事業</td> <td>●成年後見制度利用支援事業</td> </tr> <tr> <td>●意思疎通支援事業</td> <td>●日常生活用具給付等事業</td> </tr> <tr> <td>●移動支援事業</td> <td>●地域活動支援センター事業</td> </tr> </table> <p>(任意事業)</p> <table border="0"> <tr> <td>●更生訓練費給付</td> <td>●訪問入浴サービス</td> </tr> <tr> <td>●日中一時支援</td> <td>●身体障害者用自動車改造費助成</td> </tr> <tr> <td>●自動車運転免許取得費助成</td> <td></td> </tr> </table>		●相談支援事業	●成年後見制度利用支援事業	●意思疎通支援事業	●日常生活用具給付等事業	●移動支援事業	●地域活動支援センター事業	●更生訓練費給付	●訪問入浴サービス	●日中一時支援	●身体障害者用自動車改造費助成	●自動車運転免許取得費助成	
●相談支援事業	●成年後見制度利用支援事業												
●意思疎通支援事業	●日常生活用具給付等事業												
●移動支援事業	●地域活動支援センター事業												
●更生訓練費給付	●訪問入浴サービス												
●日中一時支援	●身体障害者用自動車改造費助成												
●自動車運転免許取得費助成													
③ 自立支援医療													
<p>心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。</p> <p>より多くの人々が制度を利用できるよう周知徹底を図るとともに、適切な医療を提供できるよう、医療機関との連携に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神通院医療・・・統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん等 ●更生医療・育成医療・・・肢体不自由（形成術、人工関節置換術等）、視覚障がい（水晶体摘出手術等）、聴覚障がい（形成術等）、言語障がい（歯科矯正等）、内部障がい（ペースメーカー埋込み手術、人工透析療法等） 													

④ 補装具

より多くの方が制度を利用できるよう周知徹底を図ります。また、補装具はそれぞれの障がいの身体機能を補完するために個別に設計・加工され、長期間にわたり継続して使用するものです。そのため、交付または修理を行う際は、更生相談所等の意見をもとに適切に制度を利用できるよう必要な情報提供を行います。

- 肢体不自由・・・歩行補助つえ、車椅子、歩行器、義肢、装具、座位保持装置等
- 視覚障がい・・・盲人安全つえ、義眼、遮光眼鏡等
- 聴覚障がい・・・補聴器
- その他・・・重度障害者用意思伝達装置等

⑤ 障がい者の高齢化に伴うサービスの利用調整

障がい者及び家族の高齢化に対応するため、高齢期を迎える障がい者本人の意向を把握し、相談支援専門員や事業所等のサービス提供機関と連携しながら、適切なサービスを提供できる体制の充実を図ります。

施策3 生活安定施策の推進



項目と内容
<p>① 施策・制度の周知</p> <p>広報紙やパンフレット、ホームページなどを利用し、障がい者福祉施策・制度の周知を行い、保健、医療、福祉サービス利用者の利便性向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利根町障がい者福祉のしおり
<p>② 公的年金・各種手当などの支給</p> <p>障がい者が地域社会の中で自立して生活していくため、本人又は養育者に公的年金制度や各種手当制度について周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害基礎年金 ● 障害児福祉手当：20歳未満の在宅の重度の障がい児 ● 特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度の障がい者 ● 特別児童扶養手当：心身障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者 ● 在宅心身障害児福祉手当：20歳未満の在宅の重度の障がい児で障害児福祉手当非該当の障がい児 ● 重度心身障害者介護慰労金：在宅の重度心身障がい者を介護している保護者 ● 難病見舞金：一般特定疾患医療受給者証等の交付を受けた住民税非課税の難病患者 ● 自動車税・自動車取得税などの減免、JR・バス・航空・タクシー運賃、有料道路通行料金などの割引、公共料金などの減免、県立施設などの利用料減免制度
<p>③ 生活福祉資金の貸付</p> <p>障がい者が自立更生に必要な資金を確保できるよう、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の貸付制度について周知を図ります。</p>

施策4 人材育成と地域づくり



項目と内容
<p>① 手話通訳・要約筆記活動の普及支援</p> <p>手話通訳、点字、要約筆記などの活動に関心を持つ方に支援情報を広報誌等により周知し、障がい者の社会参加及び支援者の育成に努めます。</p>
<p>② ボランティアの育成・活動支援</p> <p>町社会福祉協議会が実施するボランティア講座や、ボランティア活動をしたい人と支援を必要とする人を結びつける取り組みなどを通じて、ボランティアの育成や活動支援を行います。</p>
<p>③ 関係団体の活動支援</p> <p>障がい者団体や家族会が実施する活動の拡充や組織運営を支援するとともに、広報や窓口等により広く啓発し、当事者団体の活動や障がいに対する理解と活動への参加の促進を図ります。</p>
<p>④ 民生委員・児童委員等の活動支援</p> <p>民生委員・児童委員をはじめ地域の支援者が障がい及び障がい者について理解を深め、障がい者やそれ以外の地域住民に対して理解ある対応ができるよう支援します。</p> <p>また、災害時における弱者に対する円滑な支援活動に結びつくよう啓発を推進し、災害時の支援体制の充実に努めます。</p>

第5章 相互理解と地域交流・社会参加の支援

— 現状と課題 —

障がい者が地域で自分らしく暮らせるためには、すべての町民が障がい者のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、権利が守られることが必要です。

本町では、広報・啓発活動をはじめ、小、中学校における福祉教育、町民交流などを通じて、障がいや障がい者に対する町民の理解と関心が高まるよう努めています。

ヒアリングでは、町民の理解は進んだという声も聞かれましたが、アンケート調査では、街中での人の視線などを感じている状況もうかがえ、障がいのない町民は当事者以上に差別や偏見があることを意識しています。さらに、身近な人から障がい者が暴力やいやがらせを受ける状況も認められます。町では、平成28年度より地域自立支援協議会を障害者差別解消支援地域協議会として位置づけ、各分野の関係者と障がい者の差別や偏見について地域の実情や今後の課題等について意見交換を行うほか、差別を解消するための具体的な方策について検討しています。

今後も、広報・啓発活動、学校教育や社会教育などあらゆる方法を通じ、障がい者が共に暮らし、社会参加していくことについて、町民の理解をより高めていく必要があります。「障害者差別解消法」の理念の啓発に努め、地域全体で障がい者に対する合理的な配慮と差別解消に向けた取り組みと推進していくとともに、障がい者虐待の防止と発見時の通報義務などについて周知・啓発を図ることが重要です

町民の相互理解のもと、障がいの有無や種別にかかわらず町民誰もが、地域の行事やスポーツ、文化芸術活動及び地域活動に気軽に参加できるよう、参加しやすい環境づくりを推進するとともに、障がい者と家族の積極的な参加も望まれます。

▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

○日常生活で『差別や偏見、疎外感を感じたことがある割合』（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は、精神障がい者では37.5%、知的障がい者では33.4%と、身体障がい者の8.6%に比べて高いほか、一般町民では50.6%で障がい者よりも高くなっています。

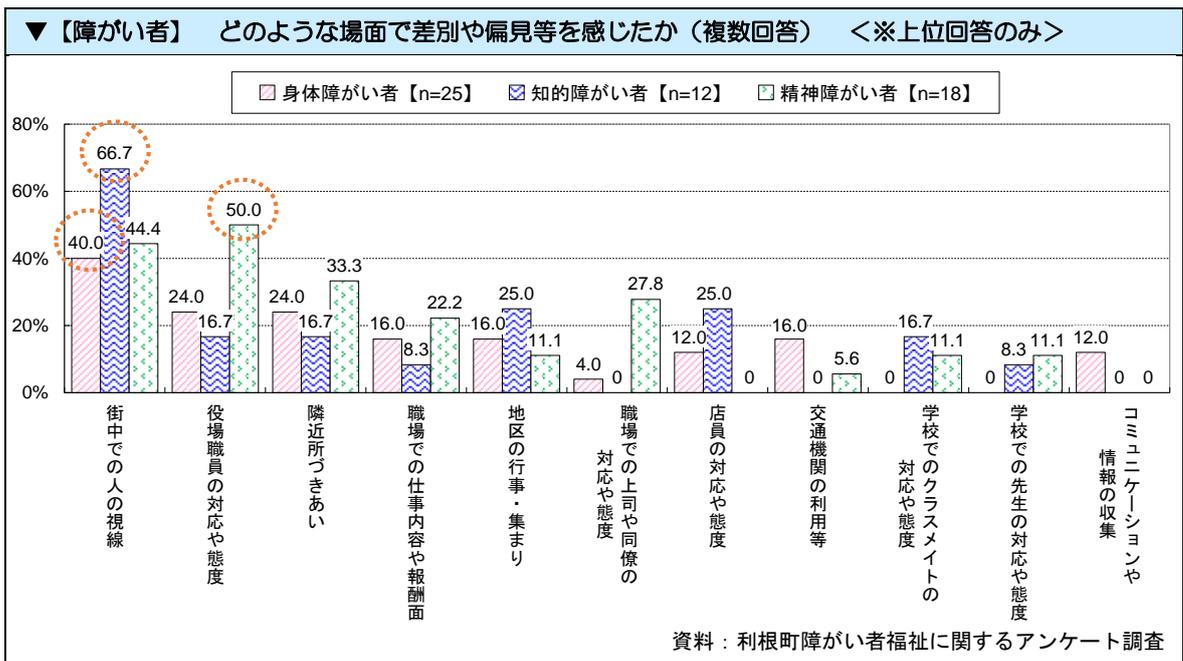
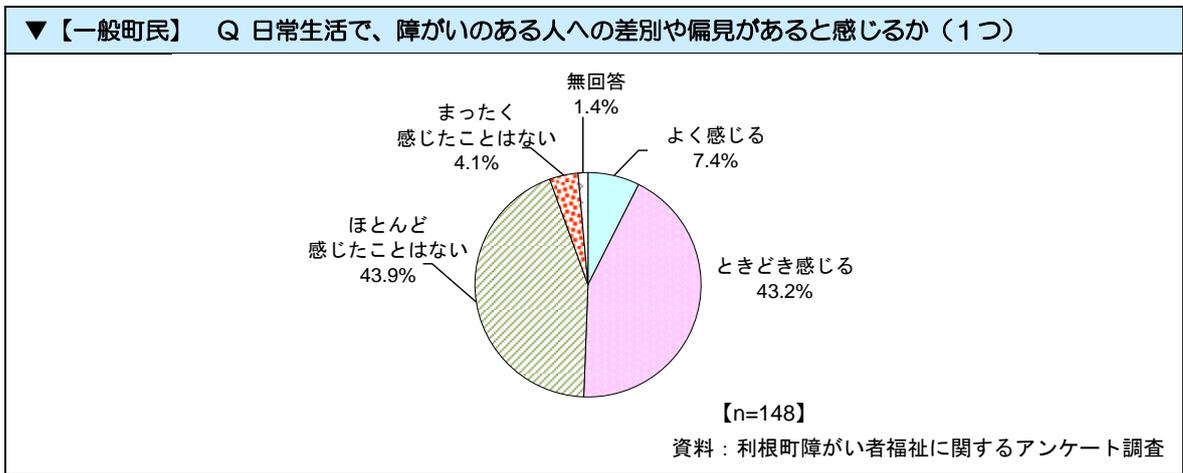
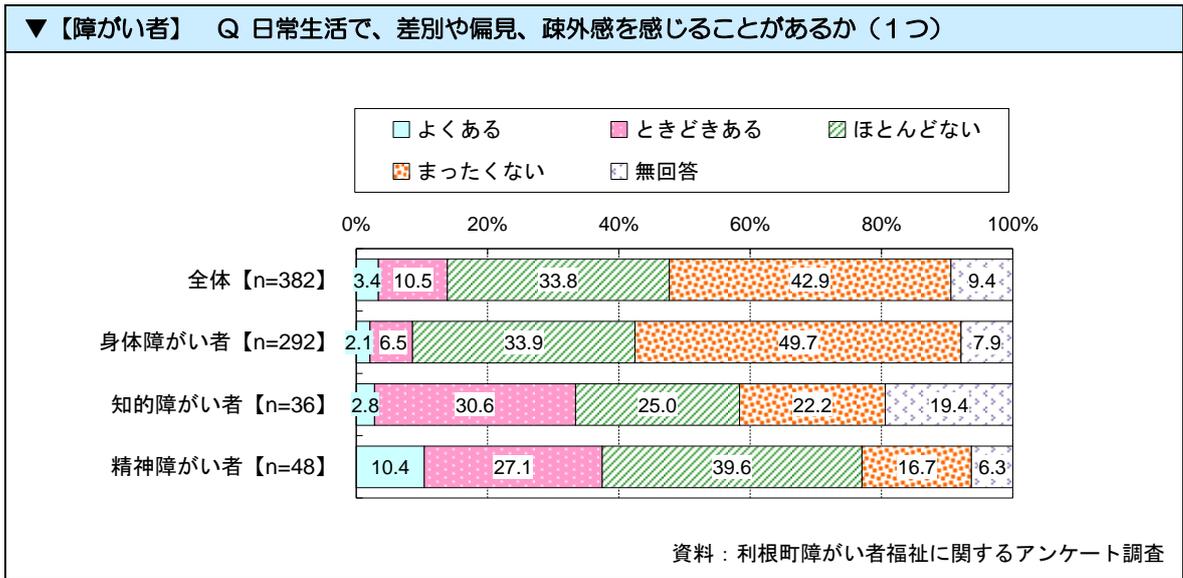
○どのような場面で差別や偏見などを感じたかについては、身体障がい者、知的障がい者では「街中での人の視線」が最も多く、特に知的障がい者では66.7%と相対的に高くなっています。精神障がい者では「役場職員の対応や態度」が最も多くなっています。

○本町でも障がい者が虐待（暴力やいやがらせ）を受けるケースがあることが確認できます。

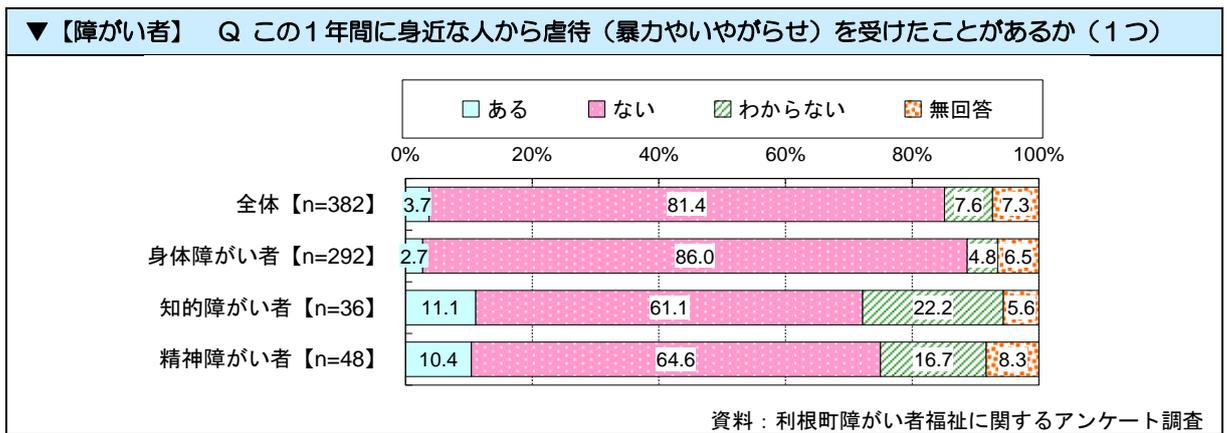
○地域においてどのような活動に参加したいかを尋ねたところ、障がいの種類を問わず「地域の行事やお祭り」が最も多く挙げられました。

○障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこととして、身体障がい者では「障がい者自身の積極性」、知的障がい者及び精神障がい者では「参加しやすいような配慮」がそれぞれ最も多いことのほか、障がいによる意見の違いもうかがえます。

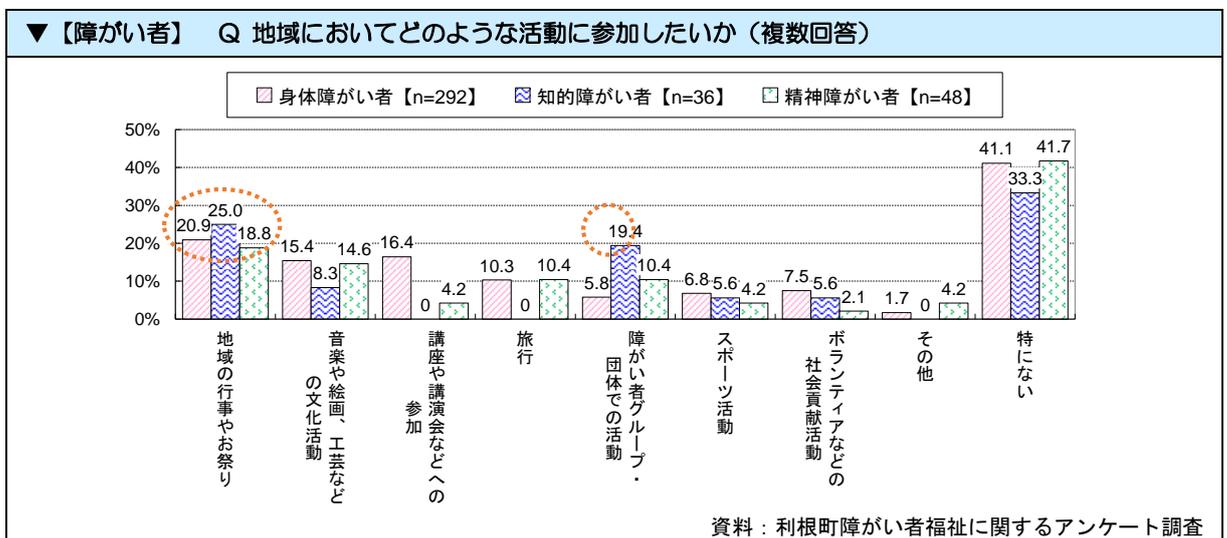
■障がい者に対する差別や偏見



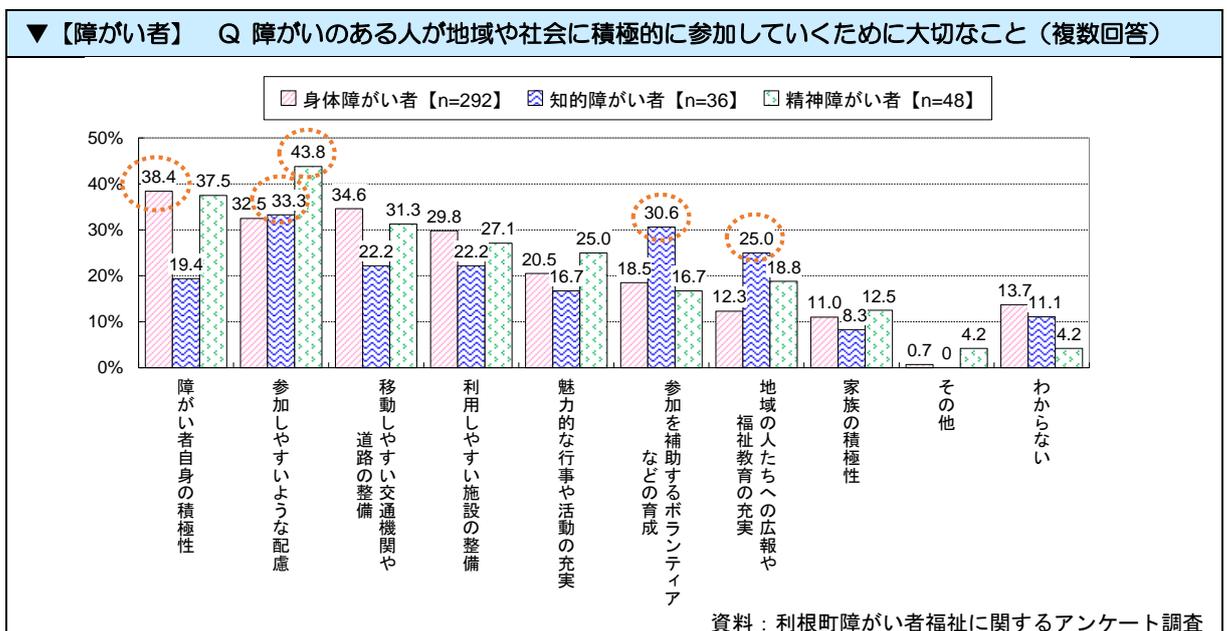
■障がい者への虐待（暴力やいやがらせ）



■地域においてどのような活動に参加したい活動



■障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと



— 施策の展開 —

障がいや障がい者に対する誤った認識や偏見は、障がい者の地域での社会参加を阻害する大きな要因の1つとなります。広く町民に対し、啓発・広報や福祉教育を展開し、障がいと障がい者に対する理解を促すとともに、本町の地域の様々な場で交流の輪が広がるよう、行事や地域活動に障がい者が参加しやすいように配慮された環境づくりを推進します。さらに、スポーツや生涯学習、文化活動などにおいても障がい者がより気軽に参加できるよう、施設の整備や活動についての情報提供に努めるとともに、障がい者団体などの活動を支援します。

また、障がい者であるがゆえに、自らの権利や活動が制約を受けたりするようなことはあってはなりません。障がい者が個性と人格を尊重され、地域で安心して暮らせることは当然のことです。基本的な権利が守られることはもちろん、障がいがあることによって決して他者から虐げられることのないよう、虐待防止の環境づくりと権利擁護の取り組みを推進します。

施策1 啓発・交流活動の推進

項目と内容
<p>① 障がい者週間等の啓発・交流事業の推進</p> <p>障がいや障がい者に対する町民意識の向上に向け、「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）、「障害者雇用支援月間」（9月1日から30日）、「障害者週間」（12月3日～9日）、「人権週間」（12月4日～10日）などの機会に、利根町民生委員・児童委員協議会等の協力を得ながら、広報・啓発活動や交流事業等を効果的に推進します。</p>
<p>② 学校教育における福祉教育の推進</p> <p>障がい者への理解を深め、福祉の「こころ」を育てるため、小中学校における道徳教育や総合的な学習の時間や特別活動のほか、社会福祉協議会活動などを通じて人権や福祉について学ぶ機会の場の充実を図ります。</p>
<p>③ 社会教育としての福祉教育の推進</p> <p>出前講座などにおいては町民のニーズに応じた学習機会、学習メニューの提供に努めるなど、生涯学習の機会を活用しながら地域における福祉教育の推進を図ります。</p>
<p>④ 障がい者への理解と支援を促進するツールの活用</p> <p>障がい者の理解を支援するための「障がいのある方への接遇マニュアル」や緊急時や災害時に支援を容易にする「ヘルプカード」を配布し、障がい者への理解と利用者の福祉を推進します。</p>
<p>⑤ 障がい者サロン</p> <p>利根町社会福祉協議会では、障がい者手帳をお持ちの方を対象にしたサロンを定期的開催します。</p>

施策2 文化芸術・スポーツ・地域活動等への参加の促進

項目と内容
<p>① スポーツ・文化活動の活性化</p> <p>利根町社会福祉協議会による「障がい者ミニ運動会」を関係機関やボランティアの協力により実施します。また、県スポーツ大会などの情報の周知を行います。</p> <p>障がい者の日中活動を促進するため、社会参加促進事業を実施するとともに、障がい者を対象に絵画や音楽活動などを行っている自主グループなどへの支援や周知を図ります。</p> <p>また、保健福祉センターを活用した、文化・芸術・創作活動の場や、展示及び発表の場の提供に努めます。</p> <p>(町の各種講座・教室等についても、障がい者が気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。)</p>
<p>② 障がい者団体への加入促進</p> <p>障がい者団体に関する情報提供を積極的に行い、障がい者の障がい者団体への加入を促進し、団体の育成と活動支援を図ります。手をつなぐ育成会や家族会等との関係性を考慮しながら団体活動に結びつけていきます。</p>
<p>③ ボランティア活動の参加促進</p> <p>障がい者自らがボランティア活動に参加していくことが、障がい者の社会参加を促進する上で大切なことから、障がい者がボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。</p>

施策3 差別的扱いの禁止と合理的配慮

項目と内容
<p>① 障害者差別解消法に基づく対応</p> <p>平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がい者に対して「不当な差別的取扱いをしないこと」と「合理的配慮をすること」が求められています。</p> <p>本町では、町民に対して障害者差別解消の啓発を図るとともに、差別や不当な扱いを受けた障がい者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。また、町職員を対象とした差別の解消を推進するための対応要領について、研修を実施し、周知を徹底して合理的配慮を推進します。</p>
<p>② 選挙における配慮</p> <p>各投票所におけるスロープの設置などのバリアフリー化、代理投票や郵便等による不在者投票の周知・利用支援など、障がい者の選挙における配慮を図ります。</p>
<p>③ 合理的配慮の提供等に関する啓発</p> <p>国及び県との連携のもと、地域における合理的配慮の提供や身近な差別の解消を促進するため、町民や企業等に対し、就労面などに関する差別的取扱い及び合理的配慮の事例の紹介、差別解消に関する啓発等を行います。</p>
<p>④ 行事やイベント等における配慮の促進</p> <p>地域における各種行事・イベントなどに、障がい者が積極的に参加できるよう、事業内容や運営方法の改善をはたらきかけます。</p>

施策4 虐待防止と権利擁護の推進



項目と内容
<p>① 障がい者の虐待防止等に関する啓発</p> <p>茨城県障害者権利擁護センターとの連携のもと、障害者虐待防止法の内容や虐待発見者の通報義務、町の虐待防止相談窓口等について広く周知に努めるとともに、虐待防止の啓発を図ります。</p> <p>また、虐待に関する通報を受けた場合には、障害者虐待防止法に基づき、家庭や施設・職場などに調査・指導等を行うなど適切な対応に努めます。</p>
<p>② 虐待防止に向けたネットワークの構築と取り組みの推進</p> <p>地域自立支援協議会を中心に、利根町子ども虐待等対策地域協議会、地域ケアサービス調整会議など関係機関の連携を図り、障がい者に対する虐待の防止に努めます。保育・教育機関、医療機関、障害福祉サービス提供事業者、警察署・消防署等においても、障がい者に対する虐待を防止するための連携を促進します。</p>
<p>③ 成年後見制度の普及と利用支援</p> <p>相談支援事業所や町社会福祉協議会との連携のもと、知的障がい者や精神障がい者などで判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、関係機関と連携しながら、成年後見制度の普及と利用支援に努めます。</p>
<p>④ 日常生活自立支援事業の普及と利用支援</p> <p>社会福祉協議会の専門員や生活支援員などが事業者との福祉サービスの契約や利用援助、情報提供・助言・利用料の支払等の日常的な金銭管理を代行する、日常生活自立支援事業の普及と利用支援に努めます。</p>

第6章 安全な生活環境づくり

— 現状と課題 —

住まいも含めた生活空間にバリア（障壁）がなく、障がい者が円滑に行動できることはもちろん、災害などにも安全・安心な生活環境を整えていくことが重要です。

本町では、公共性の高い建築物についてはバリアフリー化を推進するとともに、外出支援や移動支援を通じた障がい者の社会参加の支援などを行ってきました。しかし、アンケート調査では、自立した生活を送るために望むこととして、外出しやすい環境の向上や交通機関の充実などが多く望まれており、その対策が引き続き課題となっています。

さらに、防災面では、地域住民の協力を得ながら災害時の避難に支援を要する人の支援体制づくりに取り組んできました。アンケート調査では、避難行動要支援者台帳の認知度や登録率に向上の余地があることから、その周知と登録の促進が課題と言えます。また、障がい者の不安として、投薬や治療、避難行動やコミュニケーションの問題などが挙げられるなど、災害時に障がい者は特別な支援を要することから、避難所等の設備や地域の避難支援体制を平時から備えておくことが重要と言えます。

今後も生活空間のバリアフリー化の推進に取り組むとともに、障がい者が地域社会において安全・安心に生活することができるよう、地域における防災対策や災害時支援体制の整備、さらには防犯対策などを推進する必要があります。

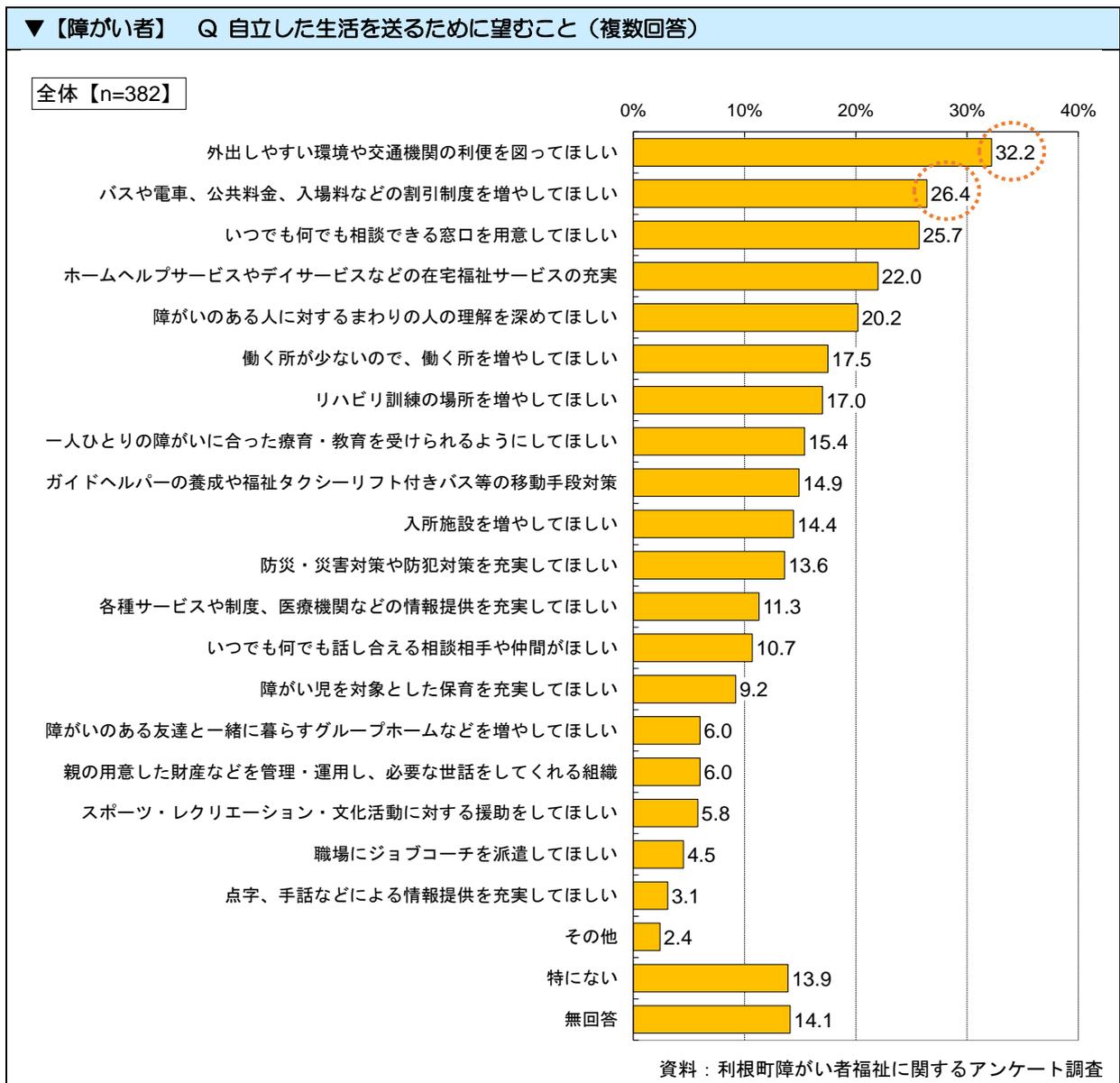
▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

○障がいのある人が自立した生活を送るために望むことについて尋ねたところ、障がい者全体では「外出しやすい環境や交通機関の利便を図ってほしい」が32.2%で最も多く、次いで「バスや電車、公共料金、入場料などの割引制度を増やしてほしい」が26.4%で続いています。

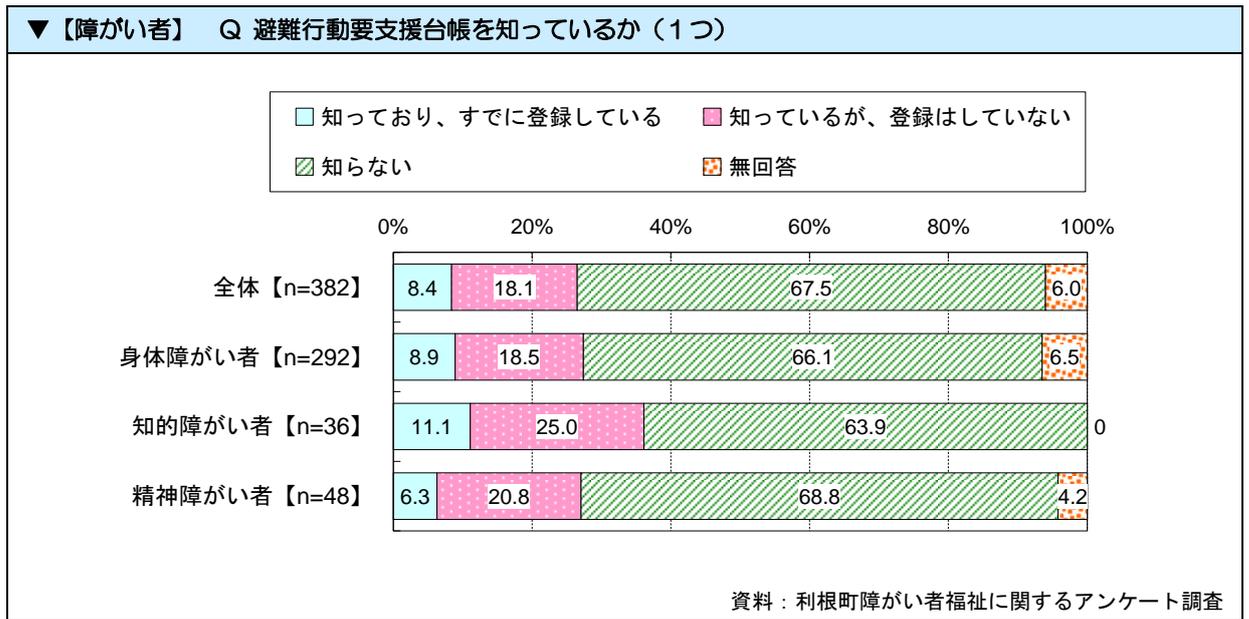
○避難行動要支援者台帳の認知度は、身体障がい者では27.4%、知的障がい者では36.1%、精神障がい者では27.1%、また、登録している割合については身体障がい者では8.9%、知的障がい者では11.1%、精神障がい者では6.3%となっています。

○災害が起きたときの心配ごととして、身体障がい者、精神障がい者では「投薬や治療が受けられない」、知的障がい者では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も多く挙げられています。また、知的障がい者については相対的に回答割合が高く、「避難所の設備（障がい者用トイレ等）や生活環境が不安」、「周囲とのコミュニケーションがとれない」、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」、「救助を求めることができない」なども多く挙げられるなど、障がいに応じた不安があることがうかがえます。

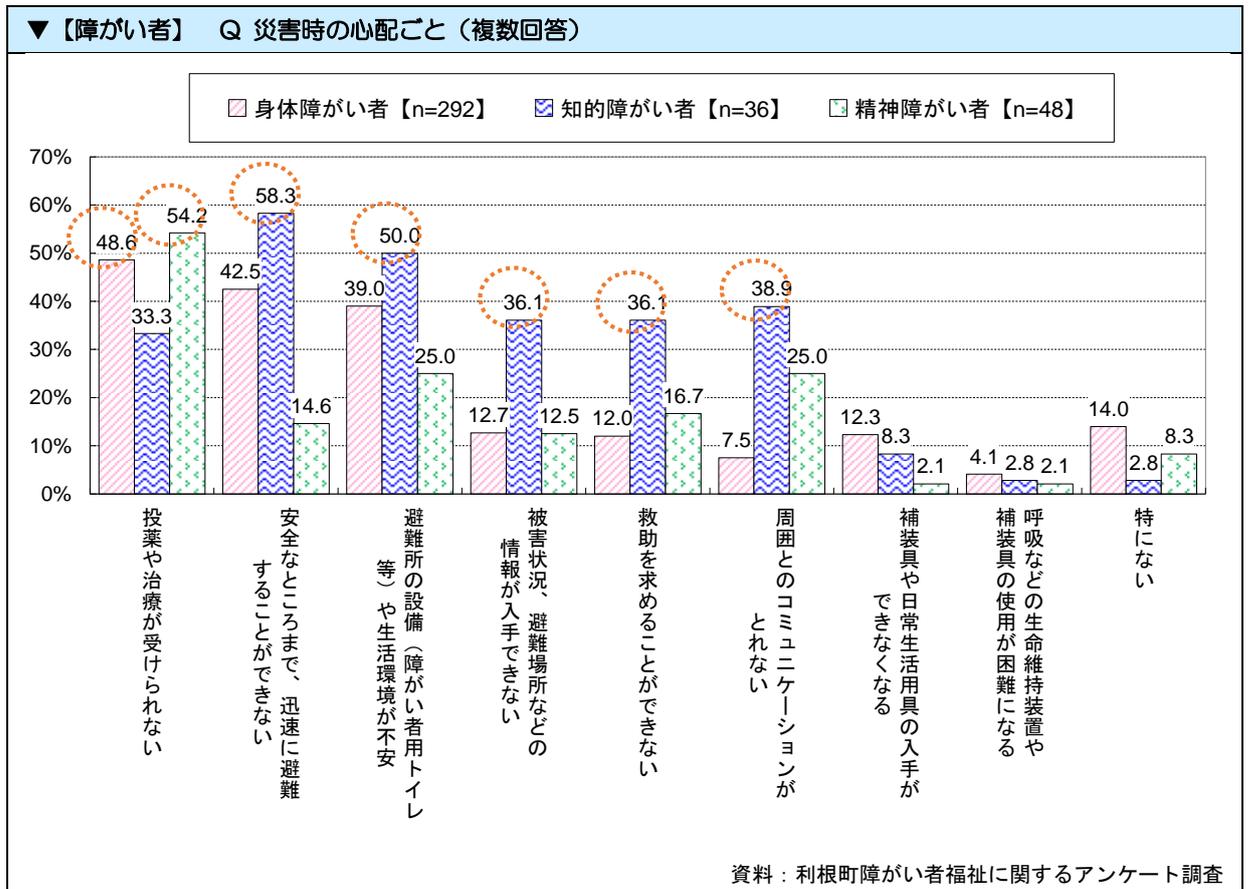
■自立した生活を送るために望むこと



■避難行動要支援者台帳の認知度



■災害時の心配ごと



— 施策の展開 —

「バリアフリー新法」、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、道路や駅などの交通施設、多くの人々が利用する施設や公益性のある建築物・店舗、さらには鉄道やバスなどの移動手段が障がい者の利用に配慮された構造・設備、状態となるよう、物理的なバリアの解消を推進します。

また、障がい者はもちろん、町民に対して広く防災知識の普及や災害時の適切な情報提供を行い、地域における防災や災害時の備えを推進します。自力避難の困難な障がい者の把握をはじめ、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時の要配慮者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進します。

さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

施策1 交通・移動・住環境の充実

項目と内容
<p>① 交通バリアフリー化の推進</p> <p>障がい者等が自分の意思により自由に移動し、社会参加できるよう、歩行空間や道路のバリアフリー化を推進するとともに、交通事業者等による広範囲でのバリアフリー化の取り組みをはたらきかけていきます。</p> <p>また、障がい者等の移動を支援し、行動範囲の拡大を図るため、福祉バス、移動支援事業、福祉有償運送の充実に努めます。</p>
<p>② 建築物のバリアフリー化の推進</p> <p>公共施設について円滑に利用できるよう改善に努めるとともに、公共性・公益性の高い民間建築物の管理者等に対し、建築物の出入口の段差解消や身体障がい者用トイレの設置、障がい者に分かりやすい表示・案内などのバリアフリー化に向けた整備の普及・啓発に努めます。</p>
<p>③ 住まいのバリアフリー化の推進</p> <p>障がい者が住み慣れた自宅で、安全で快適に継続して生活が営めるよう、日常生活用具の給付などの助成制度の周知を図り、利用を促進します。</p>

施策2 防災対策・災害時支援体制の充実

項目と内容
<p>① 障がい者に配慮した防災システムの構築</p> <p>町では「利根町地域防災計画」に基づき、災害発生時に障がい者などの要配慮者に対して迅速な救護や防災活動を行うことができるよう、自主防災組織の育成・活性化に努めるとともに、民生委員・児童委員や警察署、消防署、社会福祉協議会、地区などの連携により地域の避難支援体制づくりを推進します。</p> <p>さらに、障がい者団体による防災啓発活動の支援を図ります。</p>
<p>② 避難行動要支援者名簿等の整備・更新</p> <p>障がい者をはじめ、町民に対し広く、名簿の存在と趣旨の周知に努め、災害時の避難に支援が必要な人の名簿への登載を促進します。</p> <p>地域の支援者（社会福祉協議会、民生児童委員、自治会など）の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の整備・更新を図るとともに、支援者間及び消防団や警察との要支援者情報の共有、避難支援個別計画の策定を推進します。</p>
<p>③ 福祉避難所の確保・充実</p> <p>災害時要支援者の身体介護や医療的な対応など、特別な配慮が必要な場合に対応できるよう、福祉避難所の設置のほか、福祉施設や医療機関、サービス事業者等との連携強化を図ります。</p>
<p>④ 「障がい者のための防災マニュアル」の周知</p> <p>広報等を通じ、町内の障がい者団体が作成した「障がい者のための防災マニュアル」の周知を図ります。</p>

施策3 防犯体制の充実

項目と内容
<p>① 防犯対策の充実</p> <p>広報等を通じて地域の防犯意識の高揚を図るとともに、民生委員・児童委員等の見守り活動や防犯パトロール等の地域における活動を促進します。</p>
<p>② 消費者被害防止の啓発</p> <p>障がい者や高齢者等の消費者被害防止のため、電話による詐欺、悪質商法等についての情報提供を図るとともに、警戒心喚起に向けた啓発活動を行います。</p>
<p>③ 地域見守り活動の充実</p> <p>町内事業所等と見守り協定の締結や、民生委員・児童委員等の地域の支援者と連携し、障がい者や高齢者等の日常生活の見守りを行い、地域住民の異変の早期発見、早期対応ができる体制の構築、また不審者や事故等を発見したときの早期通報により、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。</p> <p>●宅配事業者等との見守り協定 ●愛の定期便</p>

第7章 情報アクセシビリティの向上

— 現状と課題 —

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいにかかわらず、必要ときに福祉制度や生活に関するさまざまな情報を入手し、円滑に意思疎通や相談ができる環境が不可欠です。

本町では、広報紙やホームページによってサービスなどの周知を図っています。また、ホームページへの閲覧支援機能の導入、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障がいの特性に応じた意思疎通のための支援を行っています。

アンケート調査によれば、多くの障がい者にとって、町などの行政の広報が福祉に関する情報の主要な入手手段となっていますが、家族や友人などを通じた人的経路、さらに知的障がい者ではサービス事業所や施設の職員が上位に挙げられるなど、情報入手先が異なる状況もうかがえます。

また、求める情報内容としては、医療機関をはじめ、相談場所、福祉施設、災害、求人に関することなどのニーズが高くなっています。

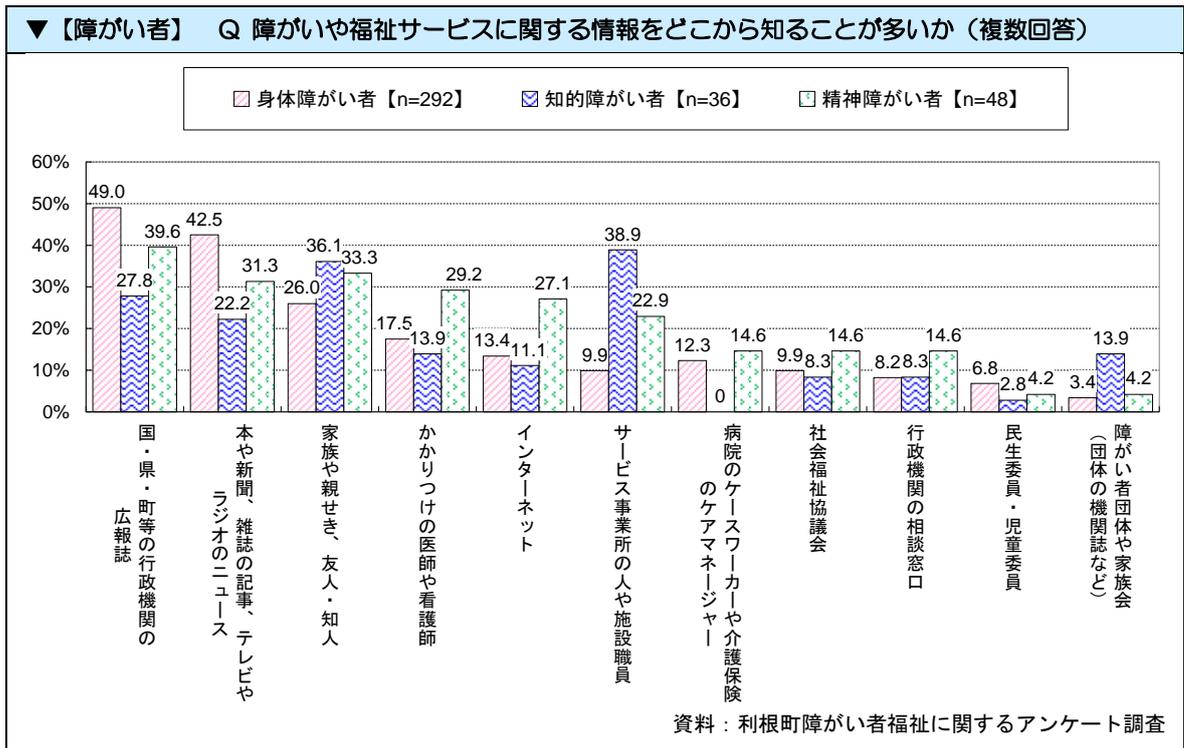
今後もそれぞれの障がい者によって情報入手先や必要とする情報が異なることなどを踏まえ、関係機関との連携のもと、さまざまな手段で情報提供の充実を図ることが必要です。情報の取得にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を含め、情報バリアフリー化を推進し、障がい者の自立と社会参加を支援することが求められます。

▼施策展開の背景 ～アンケート調査から～

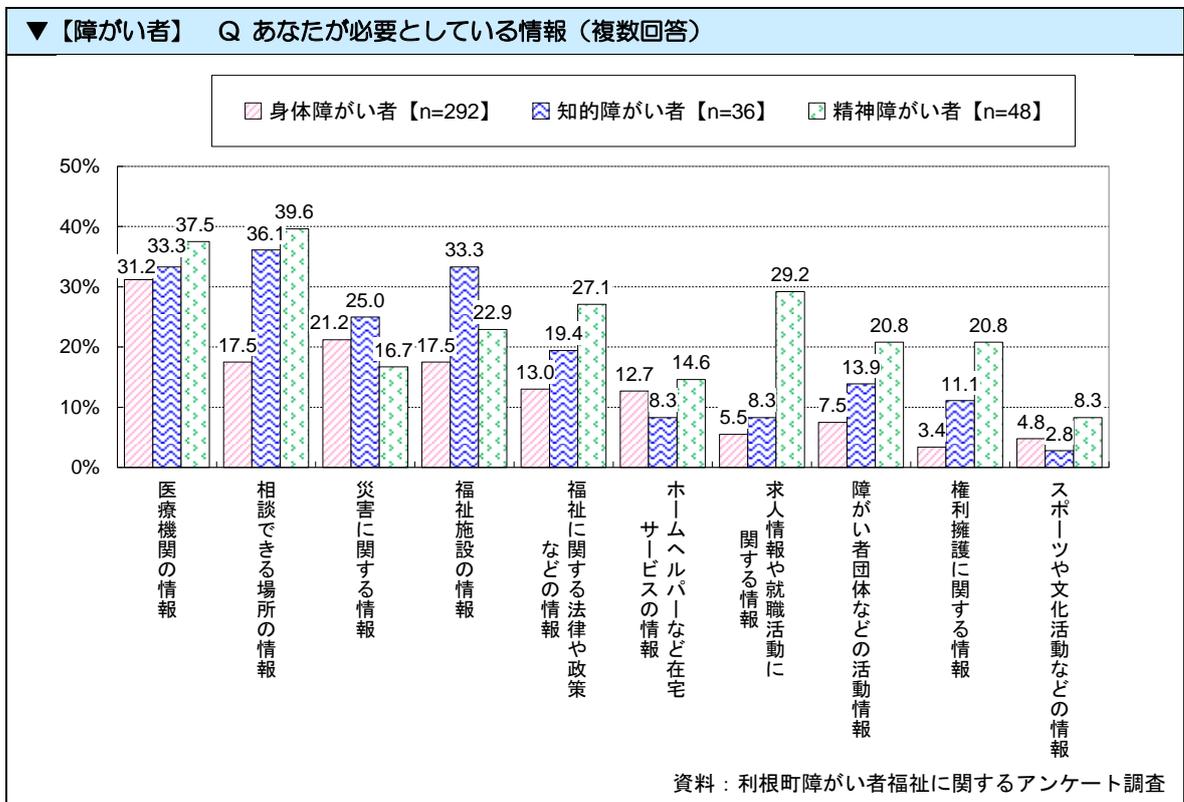
○福祉の情報をどこから得ているか尋ねたところ、身体障がい者では「国・県・町等の行政機関の広報誌」「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、知的障がい者では「サービス事業所の人や施設職員」「家族や親せき、友人・知人」、精神障がい者では「国・県・町等の行政機関の広報誌」「家族や親せき、友人・知人」などが上位に挙げられています。

○必要としている情報については、障がいを問わず「医療機関の情報」が多く挙げられています。そのほか、身体障がい者では、「災害に関する情報」、知的障がい者では「相談できる場所の情報」、「福祉施設の情報」、精神障がい者では「相談できる場所の情報」「求人情報や就職活動に関する情報」などが上位に挙げられました。

■福祉に関する情報の入手経路



■必要としている情報



— 施策の展開 —

障がいが原因で通信・情報の活用が十分にできなったり、自らの権利や活動が制約を受けたりするようなことはあってはなりません。

すべての障がい者に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報媒体や提供方法、体制などの充実を図ります。障がいが原因となって、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、情報バリアフリー化の推進や意思疎通のための支援に努めます。

施策1 情報提供の充実

項目と内容
<p>① 情報提供体制の充実</p> <p>障がい者が様々な機会や場を通じて、各種制度や障害福祉サービス等の情報を入手できるよう、相談支援事業者や各関係機関との情報の共有化を図ります。</p>
<p>② 声の広報の配布</p> <p>ボランティアの協力により、視覚障がいのある方に広報誌「広報とね」、「議会だより」、「社協だより」をテープに録音して配布し、視覚障がい者への情報の周知を図ります。</p>
<p>③ 「保健福祉ガイドブック」「利根町障がい福祉のしおり」の配布</p> <p>町内で実施されている福祉サービスや団体活動等について冊子「とねまち保健福祉ガイドブック」・「利根町障がい福祉のしおり」を作成・配布し、福祉制度等の周知と利用支援を図ります。</p>

施策2 意思疎通支援の充実

項目と内容
<p>① コミュニケーション事業の普及</p> <p>視覚・聴覚に障がいのある人などのコミュニケーションを支援するため、「茨城県立視覚障害者福祉センターやすらぎ」に手話通訳や要約筆記者の派遣を要請します。派遣を通じて、障がい者の日常生活の障壁を除去することで、社会参加の促進を図ります。</p>
<p>② 情報・意思疎通支援用具の給付</p> <p>日常生活用具給付等事業を通じて、障がい者用パソコン周辺機器（障がいに対応したソフトウェアや特殊マウス、キーボードなど）、点字ディスプレイ、点字プリンターなどの情報機器を給付し、視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。</p>
<p>③ ICT 機器等の活用</p> <p>相談業務などにおけるタブレット端末やその他ICT機器の活用など、町役場や関係機関における意思疎通手段の拡充を検討し、情報バリアフリー環境の整備を推進します。また、障がい者のICT機器の活用支援を検討します。</p>



第 3 部

第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画

<扉裏>

第1章 計画の基本方針 ～目指すべき方向性と目標～

1 計画の方向性

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向け、5つの方向性に留意して計画を策定します。

方向性1 障がい者と障がい児の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者と障がい児本人が必要とするサービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加が実現されるよう、自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

方向性2 障がい等に応じた適切なサービス活用の促進

障がい種別や難病などに応じて、適切なサービス提供が図られるよう、必要な情報提供を行い、サービス活用が促されるよう支援に努めます。高次脳機能障がいや発達障がいのある人、難病患者などがサービス給付の対象である周知を図ります。

方向性3 地域生活に配慮したサービス提供体制の整備

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保と居住支援に努め、総合的な相談支援体制や保健・医療・介護の連携体制の充実を図ります。地域資源の開発と活用を図り、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供など、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

障がい者の自立に向け、自らの意思と意欲に基づいて就労・創作活動・交流などのさまざまな活動に参加することができるよう、介護を受けながら社会とのつながりの中で日中活動ができる場の確保、就労訓練や職場への定着を目指す支援などの充実を図ります。

方向性4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現を目指し、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域形成に向けた普及啓発を図ります。

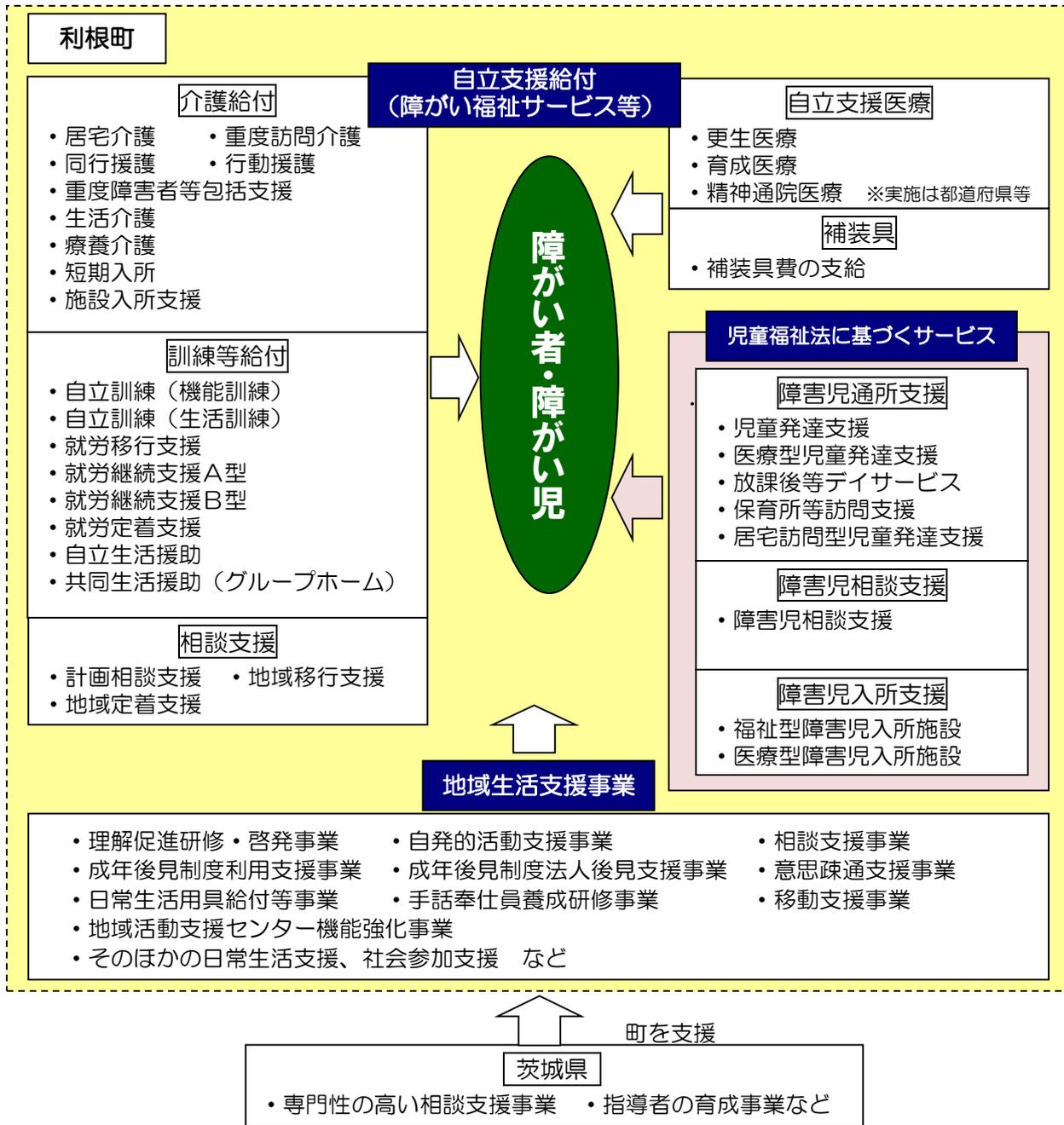
方向性5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

2 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障がい福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

3 計画の具体的な目標

第4期までの障害福祉計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成29年度における数値目標を設定していました。

本計画においても、第4期の実績を振り返った上で、新規の目標も加えながら平成32年度の目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 継続

●国の基本方針

- ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

○第4期の実績

平成25年度実績値	平成25年度末の入所者数 (A)	17人
	平成25年度末までの地域生活移行者数 ^{※1}	0人
見込み	平成29年度末の施設入所者数 (B)	19人
第4期目標値	①削減見込 ^{※2} (A-B)	2人
	②地域生活移行者数	1人
期中の実績値	平成28年度末の施設入所者数 (C)	14人
	①地域生活移行者数	1人
	②施設入所者削減数 (A-C)	3人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 平成29年度末までの削減見込は、平成29年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数と同じ値になります。



●第5期の目標

見込み	平成32年度末の施設入所者数 (D)	13人
第5期目標値	①施設入所者削減数 (C-D)	1人
	②地域生活移行者数	2人

◎平成32年度末までに施設入所者のうちの2人が、自立訓練などを利用し、グループホーム、一般住宅に移行することを目標とします。

◎平成32年度末の障がい者施設入所者数の削減目標は2人とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 新規

●国の基本方針

平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

※医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

第5期目標 ▶ 既存の協議の場を活用することを含めて検討し、整備を進める

◎国の基本方針を踏まえ、平成 32 年度末までに利根町地域自立支援協議会や地域ケアシステム等の既存の協議の場を活用することも含めて検討し、整備を行います。

(3) 地域生活支援拠点等の整備 継続

●国の基本方針

地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

※地域生活支援拠点等の整備については、次の 5 つの機能を有しなければならない。

①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくり

第5期目標 ▶ 関係機関と協議の上、整備を進める

◎国の基本方針を踏まえ、サービス提供事業所や近隣市町村との協議の上、平成 32 年度末までの整備を推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 **継続**

① 福祉施設から一般就労への移行

●国の基本方針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。

○第4期の実績

平成 25 年度実績値	平成 25 年度の一般就労移行者数	0人
第4期目標値	平成 29 年度の一般就労移行者数	1人
期中の実績値	平成 28 年度の一般就労移行者数	1人



●第5期の目標

第5期目標値 平成 32 年度の一般就労移行者数 2人

◎本町では、第4期計画期間中の平成 28 年度に一般就労に移行した実績は 1 人であり、平成 32 年度においては 2 人の方が一般就労へ移行することを目標とします。

② 就労移行支援事業の利用者数

●国の基本方針

就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。

○第4期の実績

平成 25 年度実績値	平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	5人
第4期目標値	平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	6人
期中の実績値	平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	8人



●第5期の目標

第5期目標値▶ 平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数 10人

◎国の基本指針及び本町における就労移行支援事業の利用実態等を踏まえ、平成 32 年度末において 2 人の方が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 **新規**

① 児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の充実

●国の基本方針

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。また、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

児童発達支援センター : 目標 ▶ 圏域で確保
 保育所等訪問支援 : 目標 ▶ 圏域で確保

◎児童発達支援センターについては、国の基本方針を踏まえ、圏域で 1 か所の設置を目指し、県及び圏域の市町と連携しながら整備を図ります。

◎保育所等訪問支援の提供体制については、国の基本方針を踏まえ、圏域で 1 か所の事業所のサービス提供開始を見込んでいます。

② 主に重症心身障がい児のサービス事業所の確保

●国の基本方針

平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本。市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

児童発達支援事業所 : 目標 ▶ 圏域で確保
 放課後等デイサービス事業所 : 目標 ▶ 圏域で確保

◎主に重症心身障がい児の児童発達支援事業所については、国の基本方針を踏まえ、圏域で 1 か所の設置を目指し、県及び圏域の市町と連携しながら整備を図ります。

◎主に重症心身障がい児の放課後等デイサービス事業所については、国の基本方針を踏まえ、圏域で 1 か所の設置を目指し、県及び圏域の市町と連携しながら整備を図ります。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

●国の基本方針

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

目標 ▶ 既存の協議の場を活用することを含めて検討し、整備を進める

◎国の基本方針を踏まえ、平成 30 年度末までに利根町地域自立支援協議会や地域ケアシステム等の既存の協議の場を活用することも含めて検討し、整備を行います。

第2章 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

1 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護(ホームヘルプ)」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【 サービス一覧 】

サービス名	給付の種類	内容
居宅介護	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護※		常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。
同行援護		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護		知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援		介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

※重度訪問介護は、日常的に同サービスを利用する最重度の障がい者のために、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるよう、訪問先が医療機関にまで拡大されました。

第5期計画の見込量と確保方策

(1か月当たり)

第4期の計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	8人 153時間	11人 201時間	9人 172時間	12人 154時間	10人 191時間	13.6人 156.9時間
重度訪問介護	0人	1人	0人	1人	0人	0.6人 14.3時間
同行援護	1人 6時間	0人 0時間	1人 6時間	0人 0時間	2人 12時間	0人 0時間
行動援護	0人	1人	0人	1人	0人	1人 33.3時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

第5期の見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	14人 161時間	15人 172時間	16人 176時間
重度訪問介護	1人 15時間	1人 15時間	1人 15時間
同行援護	1人 6時間	1人 6時間	1人 6時間
行動援護	1人 35時間	1人 35時間	2人 52時間
重度障害者等包括支援	1人	1人	1人

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 今後も、利用者の希望に即した、質の高いサービスを提供できる体制の確保に努めます。
- 施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行により、グループホームや単身での地域生活を始めるにあたり、サービスの利用が円滑にできるよう配慮するとともに、障がいの内容や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」に加え、今回「就労定着支援」が新設されました。

各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

(1) 生活介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	38人 760人日	33人 679人日	40人 800人日	31人 627人日	42人 840人日	32.5人 668.7人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	33人 759人日		34人 782人日		34人 782人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18ヶ月以内）行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人 23人日	0人 0人日	1人 23人日	0人 0人日	1人 23人日	0人 0人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人 14人日		1人 14人日		1人 14人日	

(1か月当たり)

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期において、利用実績はありませんでしたが、利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人	1人	4人	1人	5人	0.3人
	69人日	20人日	92人日	1人日	115人日	0.3人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人		1人		1人	
	14人日		14人日		14人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期において利用実績はほとんどありませんでしたが、更なる利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(4) 就労移行支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24ヶ月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	6人 138人日	6人 96人日	6人 138人日	8人 143人日	7人 161人日	7.8人 132人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	8人 144人日		9人 162人日		10人 180人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービス見込量については、2年間の利用期間の限度が規定されているサービスであることから新規利用と支給終了の両方を見込むと、今後は一定の水準で推移するものと見込んでいます。今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 福祉施設や相談支援事業所及び就労移行支援事業所と連携を図り、就労移行支援事業の利用促進を図ります。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、利根町地域自立支援協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(5) 就労継続支援 (A型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人	7人	3人	7人	4人	7.8人
	69人日	129人日	69人日	136人日	92人日	156.9人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	8人		9人		10人	
	160人日		180人日		200人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービス利用はやや増加傾向で推移しており、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう支援に努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金(工賃)の向上など就労条件の改善に努めます。
- 利根町地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(6) 就労継続支援 (B型)

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	16人 304人日	16人 287人日	17人 323人日	15人 276人日	18人 342人日	21.3人 393.8人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	22人 440人日		23人 460人日		24人 480人日	

(1か月当たり)

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金の向上などの就労条件の改善に努めます。
- 利根町地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(7) 就労定着支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	就労移行支援を利用して一般就労へ移行した者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

第5期の見込量と確保方策

(1か月当たり)

第5期の 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	1人 10人日	1人 10人日	1人 10人日

▶サービスの確保に向けて

- 一般就労に適応する過程で支援を要する障がい者を対象に、企業・自宅等への訪問や本人の来所を通じて、生活リズム、家計や体調の管理等の課題解決に向けた必要な連絡調整や指導・助言などの支援を図ります。
- サービスを新たに提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(8) 療養介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人 31人日	1人 31人日	1人 31人日	1人 28人日	1人 31人日	1人 31人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	1人 31人日		1人 31人日		1人 31人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期における利用は一定していました。医療行為が必要な特殊なサービスであり、急な利用者を想定することも難しいことから、実績と同様の利用量を見込んでいます。
- 新たな利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(9) 短期入所

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	居宅において介護者の疾病その他の理由で、施設への短期間の入所が必要な障がい児者に、入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	5人	6人	5人	5人	6人	4.8人
	20人日	36人日	20人日	41人日	24人日	48.6人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	5人		6人		7人	
	50人日		60人日		70人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 第4期において利用実績の伸びはそれほど大きくありませんでしたが、今後も一定の水準での利用を見込んでいます。
- 今後も、必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

3 居住系サービス

居住の場を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」に加え、今回「自立生活援助」が新設されました。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

(1) 自立生活援助

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者に対し、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。

第5期の見込量と確保方策

第5期の見込み	(1か月当たり)		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	1人	1人	1人

▶サービスの確保に向けて

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の状況について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も図ります。
- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している障がい者に、共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	22人 682人日	20人 547人日	22人 682人日	19人 535人日	22人 682人日	22人 607.5人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	23人 713人日		24人 744人日		25人 775人日	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要となります。今後、整備が進み、利用者が増加することを見込んでいます。
- 今後も施設入所者や精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(3) 施設入所支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	19人 589人日	16人 460人日	19人 589人日	14人 391人日	19人 589人日	14人 382.8人日
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	13人 390人日		13人 390人日		13人 390人日	

(1か月当たり)

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○施設入所支援については、町内に施設がないため、利用者は町外施設を利用しています。こうした現状を踏まえ、県や他市町と連携しながら、広域的な視点から質の高いサービス提供の確保に努めます。

4 相談支援

計画的な支援を必要とする人を対象に相談支援を行います。サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

【 サービス一覧 】

サービス名	給付の種類	内容
計画相談支援	計画相談支援 給付費	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地域移行支援	地域相談支援 給付費	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います
地域定着支援	地域相談支援 給付費	居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	100人	192人	110人	206人	110人	192人
地域移行支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	1人	0人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
計画相談支援	200人		210人		214人	
地域移行支援	1人		1人		1人	
地域定着支援	1人		1人		1人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶ サービスの確保に向けて

- 障害福祉サービス利用者全員が計画相談支援を利用するため、サービス利用者数から見込んでいますが、相談支援事業所との連携を図り、必要なサービスの確保と充実に努めます。
- 支援を必要とする利用者に対してサービスの利用調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう事業者に対して働きかけを行います。
- 事業所の参入促進などにも積極的に取り組みます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、利用は見込んでいませんが、それぞれのサービス対象となる障がい者の把握とサービス提供の確保に努めます。

5 地域生活支援事業

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

(1) 相談支援事業

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がい者の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報や助言などを行います。当町では福祉課窓口に加えて、地域活動支援センターを3箇所委託しています。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり、中核的な役割を果たす協議の場として充実を図ります。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が有用と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

第5期の見込量と確保方策

第4期の計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業	—	4か所	—	4か所	—	4か所
地域自立支援協議会	—	1か所	—	1か所	—	1か所
成年後見制度利用支援事業	—	0人	—	0人	—	0人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
障害者相談支援事業	4か所		4か所		4か所	
地域自立支援協議会	1か所		1か所		1か所	
成年後見制度利用支援事業	1人		1人		1人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 専門的な知識を有する地域の関係機関との連携を図り、利根町地域自立支援協議会を中心とした、強固なネットワークの形成に努めます。
- 窓口で受け付けた相談について、関係機関と連携し情報を共有しながら、最適な対応ができるよう努めます。

(2) 意思疎通支援事業

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	

第5期の見込量と確保方策

第4期の計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	—	7人	—	13人	—	21人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	24人		24人		24人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、引き続き、「茨城県立視覚障害者福祉センターやすらぎ」に委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 第5期の平成29年度においては、手話通訳者派遣の利用者が1人となりましたが、潜在的な利用希望者がいることも踏まえて対象者の把握と利用促進に努めます。
- 本町においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ることとし、第5期においては他市町との連携を図りながらサービスの確保に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ装具など排泄管理を支援する用具

第5期の見込量と確保方策

(1年当たり)

第4期の計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	2件	0件	2件	1件	2件	2件
自立生活支援用具	1件	4件	1件	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	2件	5件	2件	0件	2件	0件
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件
排泄管理支援用具	280件	271件	288件	233件	288件	250件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件	0件	1件	0件	1件	0件
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
介護・訓練支援用具	2件		2件		2件	
自立生活支援用具	1件		1件		1件	
在宅療養等支援用具	1件		1件		1件	
情報・意思疎通支援用具	1件		1件		1件	
排泄管理支援用具	252件		264件		276件	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件		1件		1件	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、実情に合わせて適正な運用を図ります。
- 日常生活用具の必要な障がい者への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ各方面の関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。

(4) 移動支援事業

内容
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	10人	1人	14人	1人	12人
	5時間	48時間	5時間	112時間	5時間	140時間
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	3か所		3か所		3か所	
	12人 140時間		12人 140時間		12人 140時間	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。
- 今後も引き続き、事業者を通じたサービス提供体制を確保し、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

(5) 地域活動支援センター

類型	内容
I型	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。
II型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。
III型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3か所 26人	3か所 26人	3か所 27人	3か所 21人	3か所 30人	3か所 19人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
I型	6人		6人		7人	
II型	4人		4人		5人	
III型	10人		10人		10人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 精神障がい者の専門的な相談支援体制を確保するため、I型事業を町外の事業者に委託し、夜間や電話対応なども含めた支援の充実に努めるとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障がい者の地域生活を支援しています。
- 第5期計画期間中の町内にセンターを設置する見込みはありませんが、今後の設置については、利用者の動向やニーズを踏まえながら慎重に検討していきます。

(6) その他の事業

【 事業一覧 】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

▶ 今後の方針

○ニーズの把握に努め、サービス提供体制の確保に努めます

(7) 町独自の事業

【 事業一覧 】

サービス名	内容
更生訓練費給付	障害福祉サービスの自立訓練または就労移行支援事業を利用している人、身体障害者更生援護施設で訓練を受けている人に対して更生訓練費を支給します。
訪問入浴サービス	地域における身体障がい者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障がい者等に対して訪問入浴サービスを実施します。
日中一時支援	在宅障がい児（者）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。
身体障害者用自動車改造費助成	身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成します。

第5期の見込量と確保方策

(1年当たり)

第4期の計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
更生訓練費給付	0人	0人	0人	0人	0人	0人
訪問入浴サービス	—	7人	—	24人	—	3人
日中一時支援	—	23人	—	28人	—	28人
	125人日	636人日	125人日	885人日	125人日	996人日
身体障害者用自動車改造費助成	—	3人	—	0人	—	0人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
更生訓練費給付	1人		1人		1人	
訪問入浴サービス	4人		4人		4人	
日中一時支援事業	12か所 28人		12か所 29人		13か所 29人	
身体障害者用自動車改造費助成	1人		1人		1人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

〇引き続き本町の地域の実情に応じた事業を実施するとともに、サービス提供の確保に努めます。

6 自立支援医療と補装具

(1) 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

利用者負担は基本的には1割ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

名称	内容	対象者
精神通院医療	継続的な通院を要する精神疾患の治療等のために必要な医療費の支給を行います。	精神疾患のため、通院による医療を継続的に必要とする者
更生医療	その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者
育成医療		身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童

▶ 今後の方策

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

(2) 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いすなどがあります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行います。

内容	対象者
身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の交付・修理に要した費用を助成します。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。また、それぞれの補装具の交付基準額を超えた額は自己負担となります。	身体障害者手帳所持者（健康保険や労災保険、介護保険で給付を受けることができる人を除きます。）

▶ 今後の方策

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

第3章 障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月以降、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。

各サービスの内容と今後の事業量の見込みは次のとおりです。

1 障害児通所支援

【 サービス一覧 】

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。
保育所等訪問支援*	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいなどの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

※サービスの対象が乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大され、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

第5期の見込量と確保方策

(1か月当たり)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
第4期の 計画値 ・ 実績値	児童発達支援	—	2人	—	1人	—	0人
		—	6人日	—	3人日	—	0人日
	医療型児童発達支援	—	0人	—	0人	—	0人
		—	0人日	—	0人日	—	0人日
	放課後等デイサービス	—	6人	—	8人	—	9.8人
	—	117人日	—	127人日	—	118.5人日	
保育所等訪問支援	—	0人	—	0人	—	0人	
	—	0人日	—	0人日	—	0人日	
第5期の 見込み			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
	児童発達支援		1人	1人	1人		
			4人日	4人日	4人日		
	医療型児童発達支援		1人	1人	1人		
			4人日	4人日	4人日		
	放課後等デイサービス		10人	9人	9人		
		230人日	207人日	207人日			
保育所等訪問支援		1人	1人	1人			
		23人日	23人日	23人日			
居宅訪問型 児童発達支援		1人	1人	1人			
		4人日	4人日	4人日			

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

2 障害児相談支援

内容
障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

第5期の見込量と確保方策

第4期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	人	23人	人	24人	人	30人
第5期の 見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	28人		26人		26人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○児童福祉法によるサービス利用者全員が計画相談支援を利用するため、サービス利用者数から見込んでいますが、事業所との連携を図り、必要なサービスの確保と充実に努めます。

3 医療的ケア児調整コーディネーター

内容
医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。

第5期の見込量と確保方策

第5期の 見込み	(1か月当たり)		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	0人	0人	1人

▶サービスの確保に向けて

○事業の周知を徹底し、コーディネーターの確保を検討していきます。